

湯浅党城館跡

国史跡指定記念シンポジウム

第1回
シンポジウム

「湯浅党の実像にせまる」



湯浅党の本拠を望む（南西から）

発表資料集

令和3年3月13日(土)

有田川町教育委員会・湯浅町教育委員会

開催にあたって

令和2年11月20日、湯浅城跡と藤並館跡が「湯浅党城館跡」として新たに国史跡に指定するよう答申されました。湯浅党城館跡は、平安時代末期から南北朝期の紀伊国において勢威を振るった湯浅一族を中核とする武士団「湯浅党」が地域支配の拠点とした城館です。湯浅党は、全国的に見ても非常に豊富な文献史料が残されていることから、中世武士団の実態を示す典型事例としてよく知られております。有田地方は「湯浅党」が本拠とした地域であることから、その動向を示す遺跡や古文書、寺社や宗教美術、石造物といった文化遺産が数多く存在しています。

本シンポジウムは、湯浅党城館跡の国史跡指定を記念して開催するものです。平成28年度から有田市・湯浅町・有田川町の連携協力により実施してきた城館跡や関連文化遺産の調査研究成果を報告するとともに、今後の史跡の保存活用について参加者の皆様とともに考える機会としたいと思います。

末尾になりましたが、本シンポジウムを開催するにあたりまして、ご協力いただきました多くの機関、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月13日

有田川町教育委員会

教育長 片嶋 博

湯浅党城館跡国史跡指定記念第1回シンポジウム

「湯浅党の実像にせまる」開催日程

13:00～13:05 開会挨拶 有田川町長 中山正隆

13:05～13:15 「湯浅党城館跡の概要」 川口修実（有田川町教育委員会）

記念講演

13:15～14:30 「湯浅一族の足跡と遺産－「湯浅党城館跡」の位相－」

高橋 修氏（茨城大学人文社会科学部）

14:30～14:40 休憩

基調報告

14:40～15:00 報告1 「湯浅党の古文書」

坂本亮太氏（和歌山県立博物館）

15:00～15:20 報告2 「城郭史からみた湯浅党城館跡」

新谷和之氏（近畿大学文芸学部）

15:20～15:40 報告3 「南北朝期の湯浅一党とその石造物」

佐藤亜聖氏（公益財団法人元興寺文化財研究所）

15:40～15:50 休憩

シンポジウム

15:50～17:10 「湯浅党の実像にせまる」

コーディネーター：近江俊秀氏（文化庁文化財第二課）

パネリスト：高橋 修氏、坂本亮太氏、新谷和之氏、佐藤亜聖氏、白石博則氏

17:10～17:15 閉会挨拶 有田川町教育長 片嶋 博

開催日時 令和3年3月13日(土) 13:00～17:15

会場 きびドーム文化ホール（和歌山県有田郡有田川町下津野2021）

主催 有田川町教育委員会・湯浅町教育委員会

後援 和歌山県教育委員会・有田地方文化財研究会・和歌山地方史研究会・和歌山城郭調査研究会

目 次

開催にあたって

開催日程

目次

有田川下流域における湯浅党関連の主要文化財所在地図

報 告	「湯浅党城館跡の概要」	1
	川口修実（有田川町教育委員会）	
記 念 講 演	「湯浅一族の足跡と遺産－「湯浅党城館跡」の位相－」	19
	高橋 修氏（茨城大学人文社会科学部）	
基調報告 1	「湯浅党の古文書」	31
	坂本亮太氏（和歌山県立博物館）	
基調報告 2	「城郭史からみた湯浅党城館跡」	42
	新谷和之氏（近畿大学文芸学部）	
基調報告 3	「南北朝期の湯浅一党とその石造物」	48
	佐藤亜聖氏（公益財団法人元興寺文化財研究所）	
コ ラ ム	「和歌山県の平地城館跡の「なぜ」を考える」	57
	白石博則氏（和歌山城郭調査研究会）	

1. 本書は、「湯浅党城館跡国史跡指定記念第1回シンポジウム」の発表資料集である。
2. 本シンポジウムの開催にあたり、ご協力いただきました多くの関係機関、関係者の皆様に深く感謝の意を表します。
3. このシンポジウムは、令和2年度国宝・重要文化財等保存・活用事業費（地域の特色ある埋蔵文化財活用事業費）補助金を受けて実施した。
4. 本書の編集は、川口修実（有田川町教育委員会）が担当した。

1. はじめに

湯浅党城館跡は、平安時代末期から南北朝期の紀伊国において大きな勢威を振るった湯浅一族を中核とする武士団「湯浅党」の城館跡である。湯浅党の研究史は古く、既に戦前から中世武士団の典型事例として取り上げられ、今日まで多くの研究成果が蓄積されてきた。これは全国的にも豊富で多様な関連史料が伝来するためであり、様々な視点から武士団の動向を観察することができる。湯浅党の本拠である有田地方には、文献史料以外にも湯浅党を物語る遺跡や寺社、美術工芸品、石造物といった多様な文化遺産が数多く残されている。有田地方は、これら湯浅党関連の文化遺産を総合的に検討することによって、中世武士団の具体的なあり方を知ることができる全国的にも数少ない地域の一つとして、日本中世史の中でも重要な位置を占めている。



写真1 湯浅党の本拠（南西から）

湯浅党に関わる研究は、これまで文献史料を中心として数多く進められてきたが、関連遺跡については十分な調査研究が進んできたとは言えず、地域史上の位置付けが不明確であった。平成28年度から有田市・湯浅町・有田川町が連携協力し、城館跡を中心とした関連遺跡の調査研究を進めてきた。その結果、発掘調査を実施した湯浅城跡と藤並館跡ではともに城館の形成年代が鎌倉時代後期（13世紀代）に遡ることが判明し、湯浅党との同時代性が証明されるなど大きな成果が得られた。

湯浅党城館跡は、豊富な中世文書を伝え、中世武士団の典型事例として研究が進められてきた湯浅党を象徴するものであり、我が国の中世前期の武士団のあり方を知る上で重要であるとして、令和2年11月20日に「湯浅党城館跡 湯浅城跡 藤並館跡」として、新たに国の史跡に指定するよう答申された。

2. 湯浅党の来歴

湯浅党は日本を代表する中世武士団の一例であり、京都の高山寺や神護寺、高野山の他に、施無畏寺や歡喜寺、神光寺、など有田地方にも豊富な関連史料が伝来する。その中でも「阿豆河莊上村百姓等申状」は、たどたどしいカタカナ書きで百姓らが地頭湯浅氏の非法を訴えたものとして数多くの教科書にも取り上げられており、地頭による荘園支配の実態を示す史料として著名である。

湯浅党の惣領である湯浅氏が勢力を拡大するのは、12世紀中頃である。湯浅氏の実質

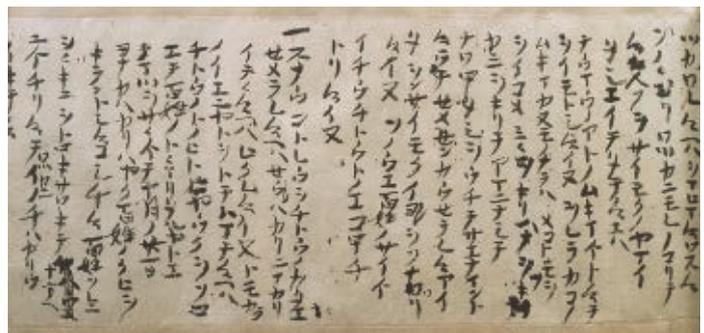


写真2 阿豆河莊上村百姓等申状（国宝『又続宝簡集』）
建治元年（1275）高野山金剛峯寺蔵

的な始祖とされる湯浅宗重^{むねしげ}は、熊野道に沿って町場を開発し、沿岸部に屋敷を構えることで海上交通を掌握した。また、上皇や貴族の宿所として自らの館を提供することで中央との結びつきを強めた。平治元年(1159)の平治の乱では、宗重は熊野詣の途次にあった平清盛を助けることによって平家の有力な家人として名を連ねることになり、平家滅亡後の文治2年(1186)には、鎌倉幕府の御家人となって本領^{あんどう}を安堵された。

鎌倉時代の湯浅氏は、荘園の寄進や一族子弟を中央の寺院に送り込むことによって、権門寺社への影響力を強めていった。上覚^{じょうかく}や明恵^{みょうえ}をはじめとした湯浅党諸氏の子弟は、中央での文化的・政治的・経済的窓口として重要な役割を担った。なお、明恵修行の地には没後に弟子の喜海^{きかい}らによって卒塔婆が建立され、それらは「明恵紀州遺跡率都婆」として国史跡に指定されている。

一方、紀伊国内では子息に有田郡一帯の所領を分与し、各家に分家することにより「一門」を構成し、さらに婚姻関係や養子関係による擬制的な血縁関係によって結びついた「他門」を加えた在地領主連合体「湯浅党」を形成した。他門には、有田郡の藤並氏の他、紀北の本木氏^{きのもと}、六十谷氏^{むそた}、貴志氏、田中尾藤氏^{おんじ}、生地氏、紀南の本宮氏などがあつた。寛喜3年(1231)の「湯浅景基寄進状」には、湯浅党の諸氏49名が連署して施無畏寺の建立と高山寺への寄進、境内の四至を定めて殺生禁断を誓い、違反した者に対する放氏まで規定していたことがみえる。

南北朝期になると湯浅党は、紀伊国の南朝勢力の中核として抗戦していたことが『太平記』に見えるが、北朝方と南朝方に分裂して並立していたことが史料や石造物からうかがわれる。康暦元年(1379)には紀伊国守護^{やまなよしまさ}の山名義理により藤並・湯浅・石垣といった湯浅党の拠点が攻略され、その翌年、有田川上流域の阿瀬川城も落城し、湯浅党は終焉を迎えた。しかし、長祿4年(1460)の「大乘院寺社雜事記」には、紀伊国守護^{はたけやま}畠山氏の被官として藤並・貴志・保田の名が見えることから、湯浅党の諸氏の一部は畠山被官として編成されていたことがうかがえる。



写真3 明恵上人坐像 施無畏寺蔵

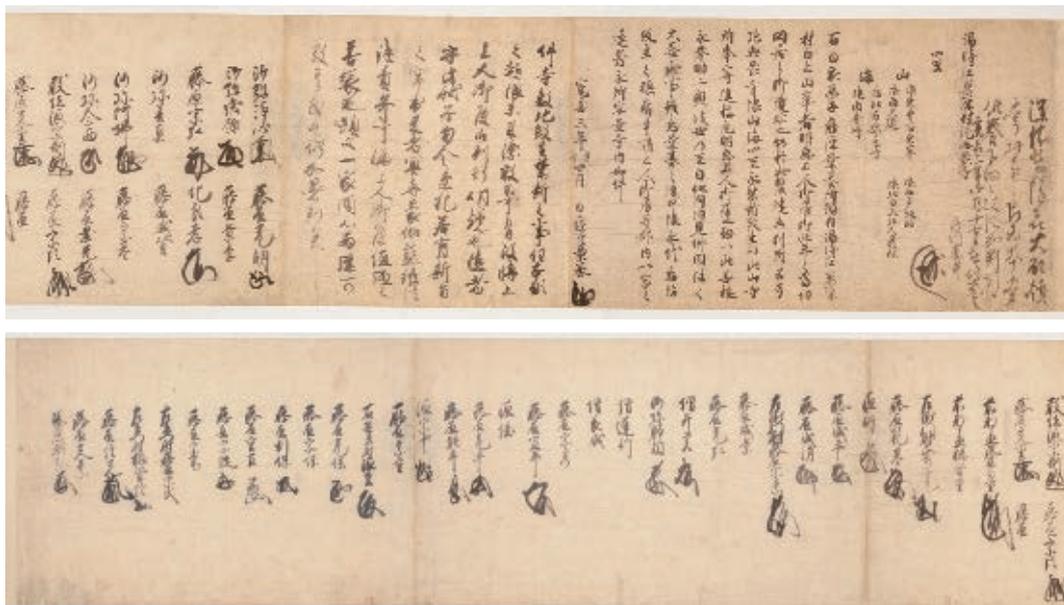


写真4 国指定重要文化財 湯浅景基寄進状(紙本墨書置文) 寛喜3年(1231) 施無畏寺蔵

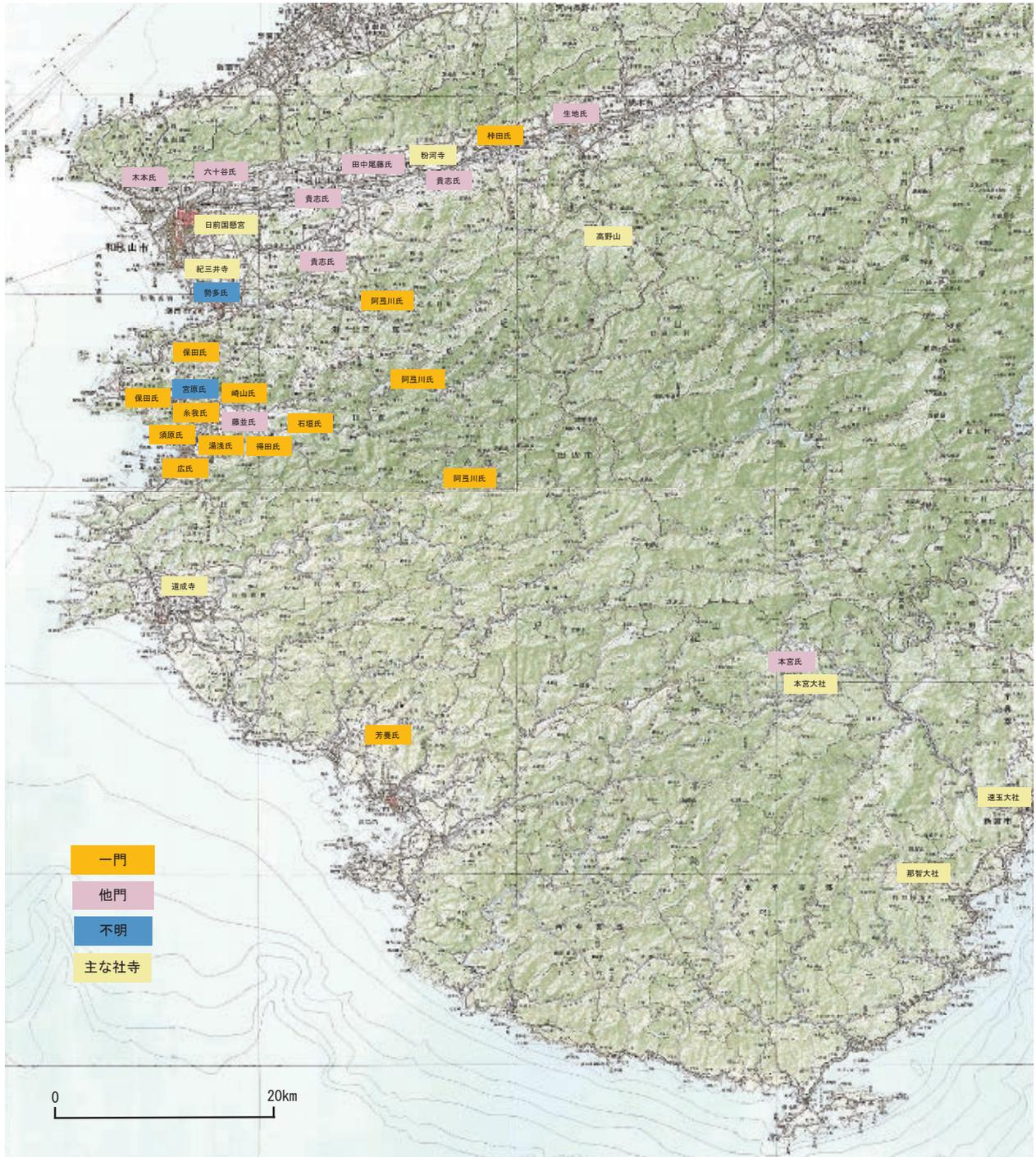


図1 湯浅党の分布



図2 湯浅党の分布（有田郡）

3. 湯浅党城館跡の調査成果

(1) 湯浅城跡

湯浅城跡は、湯浅町の中心部を見下ろす標高77mの青木山に立地する。湯浅城跡については、天保10年（1839）の『紀伊続風土記』に、湯浅氏発展の祖である湯浅宗重によって築かれた「古城跡」として紹介され、また嘉永4年（1851）の『紀伊国名所図会』では「湯浅城蹟」という名称で記事が掲載されるなど、古くから湯浅本宗家の城跡として認識されていた。しかし、これまで本格的な調査は行われておらず、詳細は明らかでなかった。湯浅町教育委員会では、平成29年度に航空レーザー測量を実施し、城跡の規模や構造の把握を行い、平成30年度には築城年代や変遷を明らかにするための発掘調査を実施した。

歴史

『紀伊続風土記』には、湯浅氏の城を湯浅宗重が方津戸岬から当地に移したと伝えるが定かではない。『平家物語（覚一本）』には、屋島で敗れ落ちた平忠房が「紀伊国の住人湯浅権守宗重をたのんで、湯浅の城にこもった」とあり、治承寿永の内乱期には既に湯浅一族が非常時に籠る場であった可能性がある。宗重は湯浅の町場における拠点を整え、湯浅湾と熊野道といった水陸交通の要所を掌握し、後に軍事的な拠点である湯浅城を含め一体となる本拠地を形成したと考えられる。

康暦元年（1379）紀伊国守護の山名義理によって、湯浅城をはじめとした湯浅党の拠点が次々と落とされたと『花宮三代記』に記述されている。また、『紀伊国名所図会』には文安年間（1444～49）に後南朝の勢力が義有王を奉じて湯浅城に立て籠もったということが、『残櫻記』の記述を引用して紹介されている。分布踏査では、16世紀後半の備前焼も確認されていることから、戦国時代においても何らかの形で利用されていた可能性が考えられる。



写真5 湯浅城跡上空から湯浅市街地を望む（東から）



写真6 湯浅城跡近景（南から）



写真7 湯浅城から湯浅の町場を望む（東から）

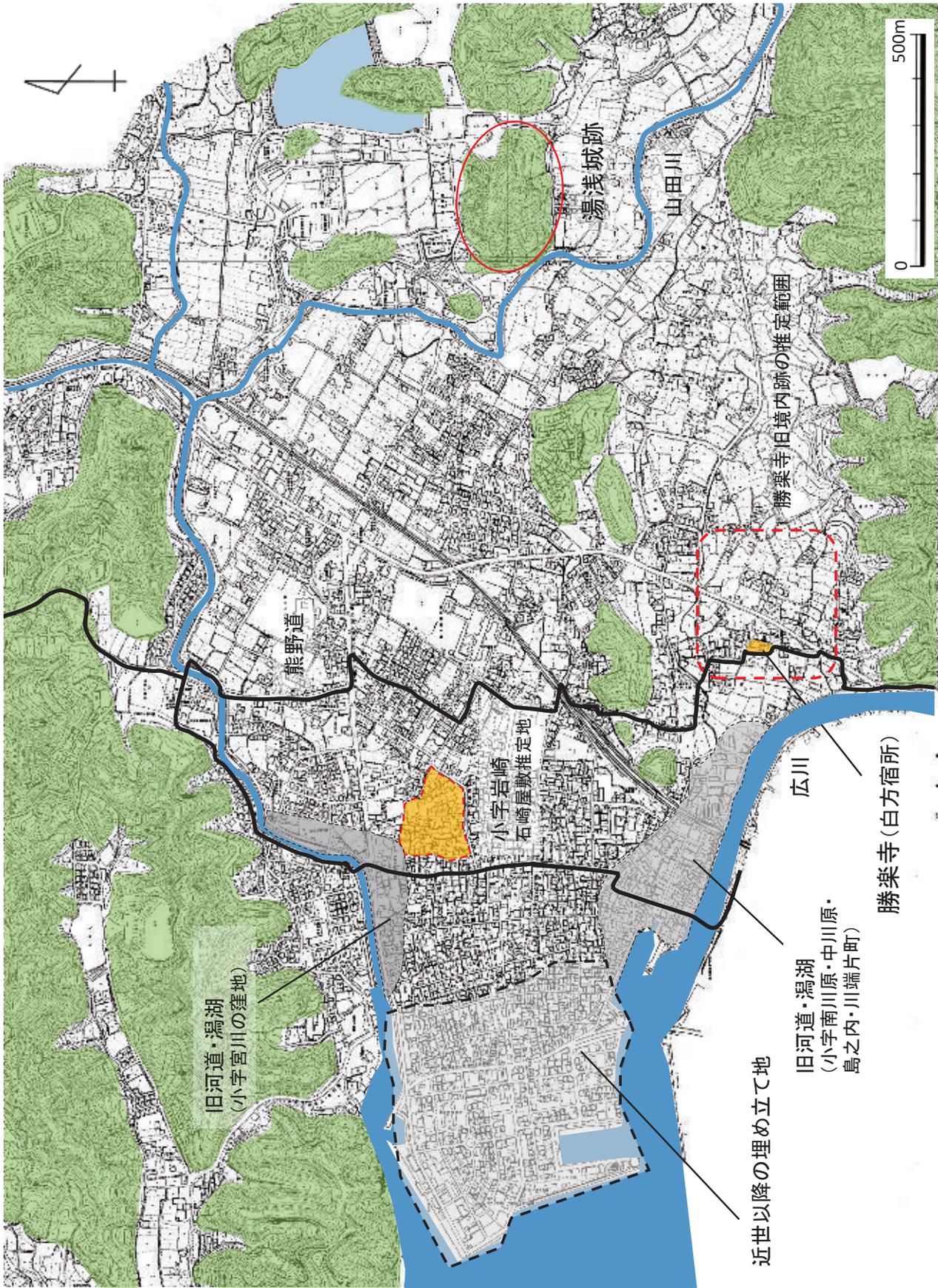


図3 湯浅の町場と湯浅城跡の位置関係

構造

現在、丘陵の斜面地は大部分がみかん畑として利用されており、頂上付近は主として雑木林や竹林となっている。山の北側は急傾斜であり、南側から西側は山田川が流れており、天然の要害と言える。城跡は山頂に築かれた主郭（曲輪Ⅰ）を中心として、各尾根筋に沿って大小の曲輪が展開する。曲輪Ⅰ～Ⅲは土塁で結ばれ、曲輪Ⅰの北側斜面には帯曲輪が断続的に取り巻くのは、北側斜面からの侵攻に備えた防御施設と判断される。曲輪Ⅰの東側には、土橋状遺構でつながる比較的広い平坦面（曲輪Ⅱ）が存在する。曲輪Ⅰの南東側には最も広い平坦面（曲輪Ⅳ）があるが、発掘調査の結果からこの平坦面は鎌倉時代に谷を埋め立てて構築され、礎石建物が存在していたことが明らかとなった。

湯浅城の構造は、曲輪Ⅰを中心として東西に曲輪群が展開する求心性の高い構造となっており、中世の城郭によく見られる堀切や横堀といった空堀が少なく、県内では他に類をみない縄張り構造を持っているという特徴がある。構造的な変化については、曲輪Ⅳを中心とした館城から曲輪Ⅰを中心とした山城へと改修が行われた可能性が指摘できる。



写真8 曲輪Ⅰ（南から）



写真9 土塁（曲輪ⅠとⅡの間）（東から）



写真10 曲輪Ⅱ（西から）



写真11 曲輪Ⅲと土塁（東から）



写真12 曲輪Ⅳ（北西から）

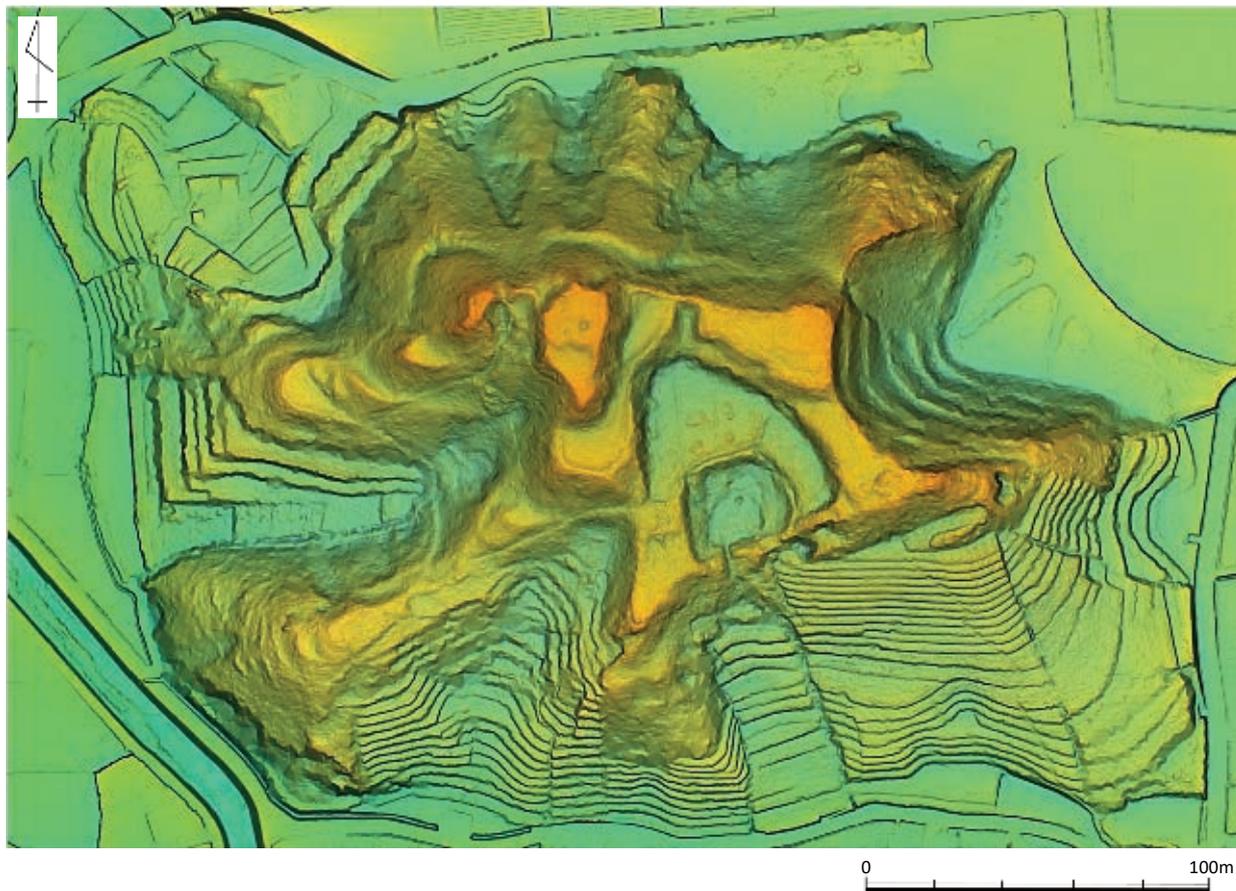


图4 湯浅城跡地形起伏图

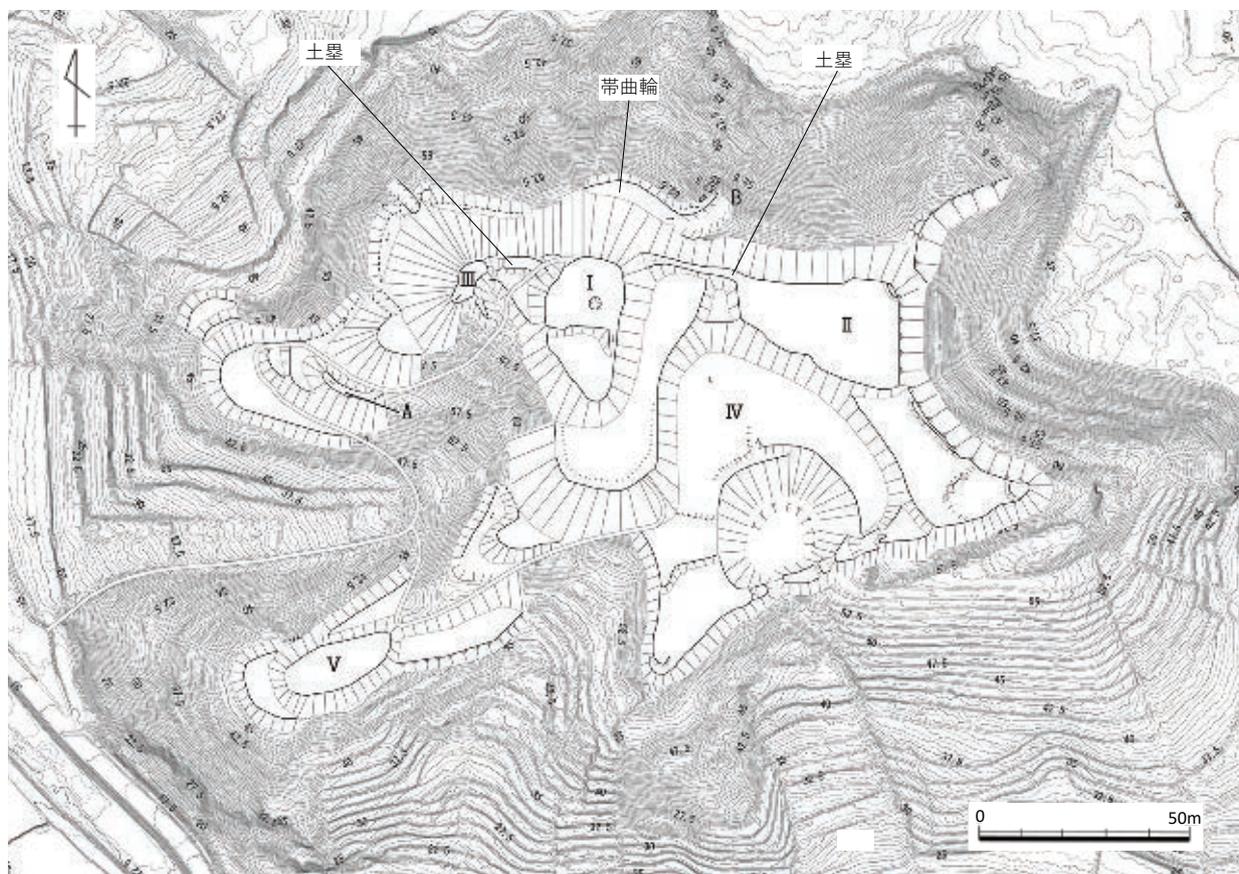


图5 湯浅城跡縄張り図

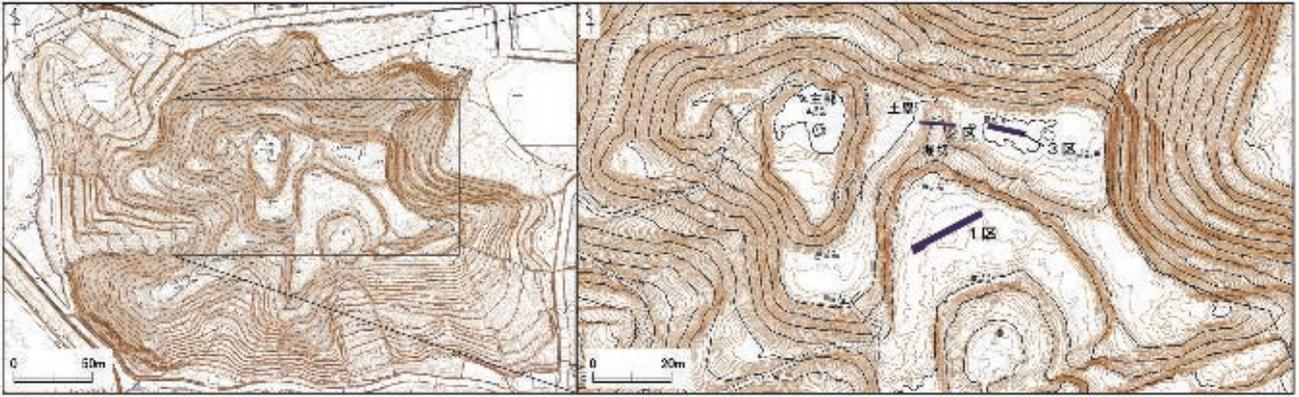


図6 発掘調査区配置図

発掘調査の概要

発掘調査は、城内最大の平坦面である曲輪Ⅳに1区、曲輪Ⅰと曲輪Ⅱの間の掘切部分に2区、曲輪Ⅱに3区を設定した。

【1区】 曲輪Ⅳの大規模な平坦面は、もともと谷状の自然地形であった場所を鎌倉時代に造成して構築していることが判明した。地表面から自然堆積層（岩盤）までは最も深い部分で2mあり、中世段階に繰り返し行われた整地土は最大で約1.4mもの厚みが確認された。出土遺物から判断して、平坦面の構築は鎌倉時代の13世紀に遡ると判断できる。鎌倉時代から室町時代にかけては、高さの異なる複数の礎石が検出され、少なくとも4時期以上の整地と礎石建物の構築が繰り返し行われる屋敷地としての土地利用が行われていたことが確認された。整地層の中には、広範囲の焼土層が検出され、出土遺物から判



写真13 1区土層堆積状況（南から）



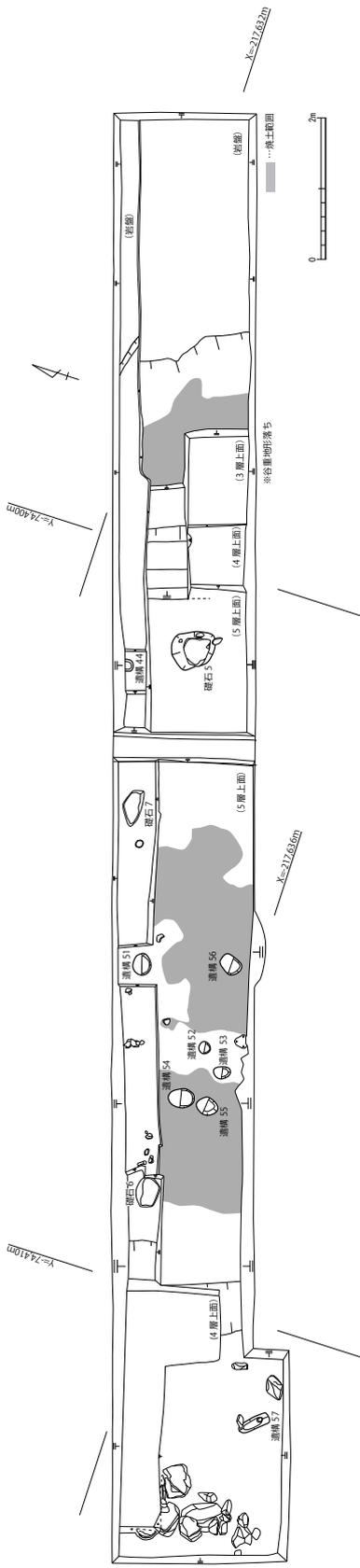
写真14 1区全景（西から）



写真15 1区焼土層（北東から）



写真16 1区焼土層遺物出土状況（南から）



1区北壁土層断面図

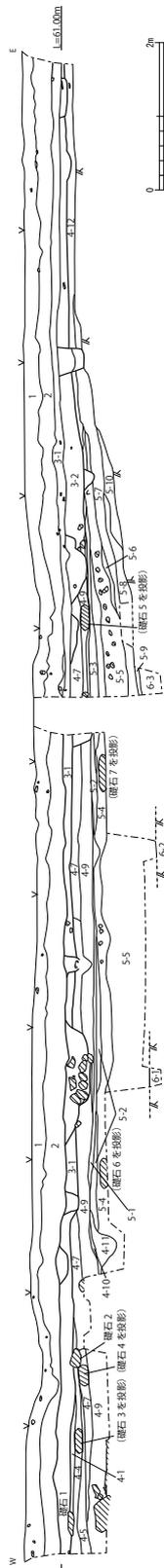


図7 1区遺構平面図・土層断面図

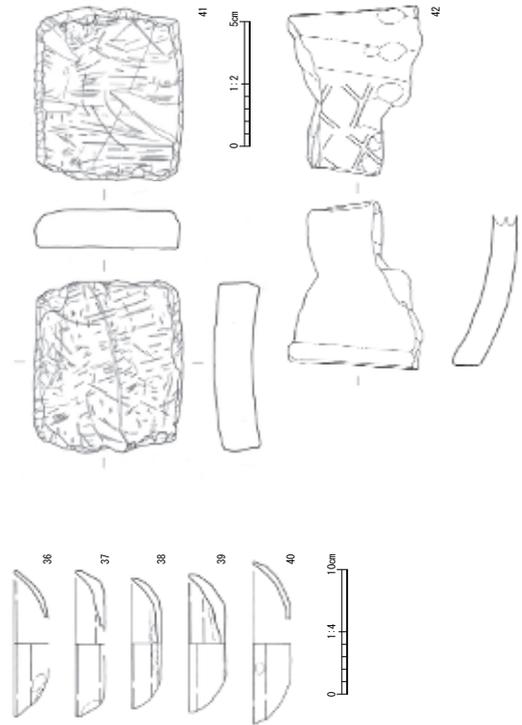
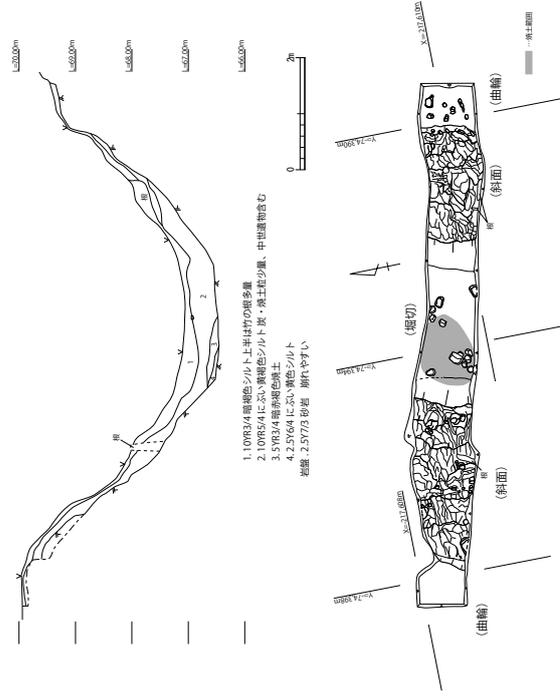


図8 1区焼土層出土遺物



1. 10R34 黄褐色シルト上半は竹の根多量
2. 10R54に赤い黄褐色シルト灰・灰土混少量、中田遺物含む
3. 5R54 黄褐色シルト灰・灰土混少量
4. 2.5R54 赤褐色シルト
5. 2.5R54 赤褐色シルト
6. 2.5R54 赤褐色シルト
7. 2.5R54 赤褐色シルト
8. 2.5R54 赤褐色シルト
9. 2.5R54 赤褐色シルト
10. 2.5R54 赤褐色シルト
11. 2.5R54 赤褐色シルト
12. 2.5R54 赤褐色シルト
13. 2.5R54 赤褐色シルト
14. 2.5R54 赤褐色シルト
15. 2.5R54 赤褐色シルト
16. 2.5R54 赤褐色シルト
17. 2.5R54 赤褐色シルト
18. 2.5R54 赤褐色シルト
19. 2.5R54 赤褐色シルト
20. 2.5R54 赤褐色シルト
21. 2.5R54 赤褐色シルト
22. 2.5R54 赤褐色シルト
23. 2.5R54 赤褐色シルト
24. 2.5R54 赤褐色シルト
25. 2.5R54 赤褐色シルト
26. 2.5R54 赤褐色シルト
27. 2.5R54 赤褐色シルト
28. 2.5R54 赤褐色シルト
29. 2.5R54 赤褐色シルト
30. 2.5R54 赤褐色シルト
31. 2.5R54 赤褐色シルト
32. 2.5R54 赤褐色シルト
33. 2.5R54 赤褐色シルト
34. 2.5R54 赤褐色シルト
35. 2.5R54 赤褐色シルト
36. 2.5R54 赤褐色シルト
37. 2.5R54 赤褐色シルト
38. 2.5R54 赤褐色シルト
39. 2.5R54 赤褐色シルト
40. 2.5R54 赤褐色シルト
41. 2.5R54 赤褐色シルト
42. 2.5R54 赤褐色シルト
43. 2.5R54 赤褐色シルト
44. 2.5R54 赤褐色シルト
45. 2.5R54 赤褐色シルト
46. 2.5R54 赤褐色シルト
47. 2.5R54 赤褐色シルト
48. 2.5R54 赤褐色シルト
49. 2.5R54 赤褐色シルト
50. 2.5R54 赤褐色シルト
51. 2.5R54 赤褐色シルト
52. 2.5R54 赤褐色シルト
53. 2.5R54 赤褐色シルト
54. 2.5R54 赤褐色シルト
55. 2.5R54 赤褐色シルト
56. 2.5R54 赤褐色シルト
57. 2.5R54 赤褐色シルト
58. 2.5R54 赤褐色シルト
59. 2.5R54 赤褐色シルト
60. 2.5R54 赤褐色シルト
61. 2.5R54 赤褐色シルト
62. 2.5R54 赤褐色シルト
63. 2.5R54 赤褐色シルト
64. 2.5R54 赤褐色シルト
65. 2.5R54 赤褐色シルト
66. 2.5R54 赤褐色シルト
67. 2.5R54 赤褐色シルト
68. 2.5R54 赤褐色シルト
69. 2.5R54 赤褐色シルト
70. 2.5R54 赤褐色シルト
71. 2.5R54 赤褐色シルト
72. 2.5R54 赤褐色シルト
73. 2.5R54 赤褐色シルト
74. 2.5R54 赤褐色シルト
75. 2.5R54 赤褐色シルト
76. 2.5R54 赤褐色シルト
77. 2.5R54 赤褐色シルト
78. 2.5R54 赤褐色シルト
79. 2.5R54 赤褐色シルト
80. 2.5R54 赤褐色シルト
81. 2.5R54 赤褐色シルト
82. 2.5R54 赤褐色シルト
83. 2.5R54 赤褐色シルト
84. 2.5R54 赤褐色シルト
85. 2.5R54 赤褐色シルト
86. 2.5R54 赤褐色シルト
87. 2.5R54 赤褐色シルト
88. 2.5R54 赤褐色シルト
89. 2.5R54 赤褐色シルト
90. 2.5R54 赤褐色シルト
91. 2.5R54 赤褐色シルト
92. 2.5R54 赤褐色シルト
93. 2.5R54 赤褐色シルト
94. 2.5R54 赤褐色シルト
95. 2.5R54 赤褐色シルト
96. 2.5R54 赤褐色シルト
97. 2.5R54 赤褐色シルト
98. 2.5R54 赤褐色シルト
99. 2.5R54 赤褐色シルト
100. 2.5R54 赤褐色シルト

図9 2区遺構平面図・土層断面図



写真17 1区室町時代の鍛冶場跡（北から）



写真18 1区出土遺物

断して14世紀中頃には火災が発生していたことも明らかとなった。焼土層の上面においても整地と礎石の構築が行われていることから、火災後も引き続き屋敷地として利用されていたことがわかる。その中には、備前焼を伴う鍛冶炉と考えられる遺構があり、鉄滓や鉄釘なども出土することから15世紀頃には小規模な鍛冶場を有していたと考えられる。その後、戦国時代にはほとんど活動は行われなくなり、以後は畑地などに土地利用が変化していったと想定される。

【2区】 曲輪Ⅰと曲輪Ⅱの間に設けられた堀切は、自然の岩盤をうがって構築されている状況が判明した。堀内の堆積は、山頂の曲輪Ⅰから流れてきたとみられる焼土層が西側から堀底にかけて堆積しており、その中には13世紀から15世紀までの遺物が含まれていた。以上の状況から、この堀切は少なくとも15世紀までには構築されていたと判断できる。

【3区】 調査の範囲では明確な遺構は確認されなかったが、中世の土師器が出土しており、この付近においても何らかの土地利用が行われていたと考えられる。

調査成果

これまで湯浅城は、湯浅宗重が築城し、それ以降は湯浅本宗家の軍事拠点として存在したものと伝えられてきた。発掘調査の成果からは、曲輪Ⅳの大規模な平坦面が遅くとも13世紀には谷状の自然地形を埋め立てて構築していたことが判明し、湯浅党が権勢を誇った時期に城館の形成と本格的な利用が開始されていたことが確認できたことは、非常に大きな成果と言える。鎌倉時代から南北朝期にかけては、4度以上の整地と礎石建物の構築が繰り返し行われていたことが判明し、茶道具である瓦質土器風炉や古瀬戸折縁皿、中国製青磁などが出土していることから、単に戦時における要害の城というだけでなく、饗宴や儀礼的な場としての利用など多様な性格を有していたと考えることができる。



写真19 2区全景（南東から）



写真20 3区全景（北西から）

(2) 藤並館跡の調査成果

藤並館跡は有田川町下津野にあり、地元では「土居の堀」と呼ばれている。四方に残る土塁と南側を除く三方の堀に囲まれた方形区画が良好に遺存し、近畿地方でも有数の保存状態を誇る平地城館として知られている。藤並館跡が位置する中世藤並荘は、鎌倉時代を通して藤並氏が地頭職を相伝して地域支配を行っていたことから、藤並館跡は湯浅党の構成員である藤並氏との関連が想定されていた。しかし、これまで本格的な調査は行われておらず、その実態は明らかではなかった。有田川町教育委員会では、藤並館跡の実態を明らかにするために、平成28年度に航空レーザー測量を実施し、平成29年度には発掘調査を行った。

歴史

藤並館跡が位置する吉備平野には、原始以来の数多くの遺跡が存在し、早くから開発が進んだ地域であった。仁寿4年(854)の売券である「在田郡司解」(東寺文書)には、在田郡司であった紀氏が所持していた田畑や屋敷地が「丹生」「野田」「小島」などの現存地名とともに登場し、藤並荘の範囲に含まれる小島から野田の沖積平野には平安時代前期まで遡る肥沃な耕地が展開していた可能性がある。野田地区遺跡の発掘調査でも平安時代の禊^{みそぎ}儀礼を示す人形・斎串^{ひとがた}・馬形^{いぐし}などの木製品とともに、全国的にも出土例が少ない11世紀代の犁^{からすき}が出土しており、周辺部には在田郡司をはじめとして中央との関わりをもつ集団の拠点となる施設が存在していたと推定される。平安時代末期から動向が確認できる藤並氏は、これら古代以来の条件の良い耕地や支配拠点を基盤に本領形成を果たしたと推定される。藤並氏の始祖と考えられる藤並十郎親^{じゅうろうしたし}は、湯浅宗重の末娘を妻に迎えて湯浅党に加わり、以後藤並氏は鎌倉時代を通して地頭職を相伝し地域支配にあたった。また湯浅氏とともに神護寺や六条八幡宮などの寺社造営にも関わり、康永4年(1345)には湯浅本宗家とともに室町幕府の遵行を担うなど、他門の中でも有力な在地領主であった。

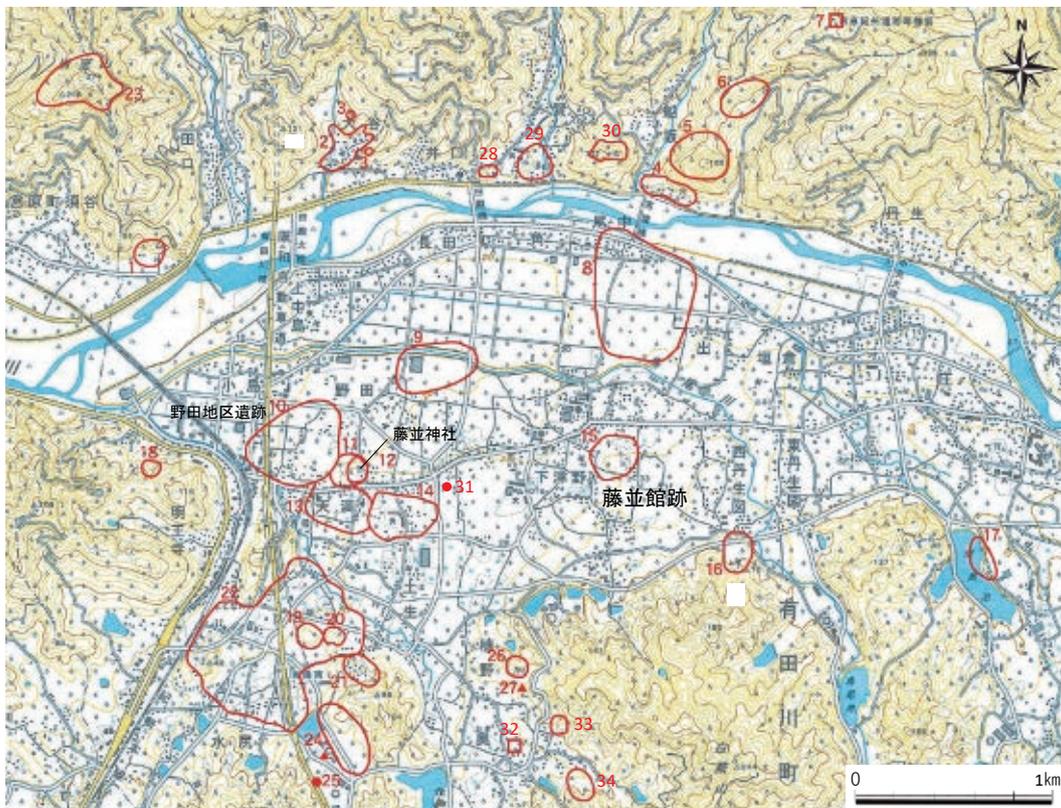


図10 藤並館跡周辺の遺跡分布図

藤並館跡に関わる一次史料は存在しないが、『花宮三代記』には康暦元年（1379）紀伊国守護の山名義理によって紀州南朝勢力の中核として踏み止まっていた湯浅党への猛攻撃が開始され、藤並・湯浅・石垣といった湯浅党の拠点が撃破されたとの記事があり、この時期に地域支配拠点をめぐる攻防があったことが想定される。明治4年（1871）に著された『野田記行』に書き写された弘治2年（1556）7月付の藤並神社石燈籠寄進状には、「土井の城主片田次郎八平かただじろうはちたいらのよらずみ頼純」とある（『吉備町誌』上巻）。『紀伊続風土記』にも「堅田次郎八の屋敷跡、北筋にあり方一町の地なり」とあることから、16世紀段階の城主は堅田（片田）氏であった可能性が高い。廃城時期は、今回の発掘調査成果から判断して16世紀後半頃と想定される。

構造

藤並館跡は、有田川左岸の河岸段丘上にある。現況は大半が畑地であるが、城館の廃絶後は明治初期頃には水田化され、以後昭和30年代にみかん畑として転作されるまでは大半が水田に利用されてきた。その段階では堀が灌漑用のため池に利用され、土塁も堤の役割を果たしており、このような土地利用のあり方が史跡を良好な形で保持してきた要因であると考えられる。

四方に残る土塁と南側を除く三方に残る堀に囲まれた方形区画は良好に遺存し、その範囲は東西75m、南北87mの範囲に及ぶ。館の形状は方形を呈するが、北西部の堀と土塁は西側の堀・土塁に対して直行しておらず、やや斜行しているために五角形のような形状となっている。土塁の規模は幅8～16mと一定ではないが、かつては現状よりも幅が広がっていたと言われている。土塁の高さは現状の堀底から約2.5m、城館内部との比高差は約1.5mあり、北西部分が最も高く遺存状態が良い。土塁は全周せずに南東部分は途切れて開口しており、小口と推定される。南堀は埋没して地表面上にその痕跡はないが、発掘調査によってその存在が確認され、堀が四方に巡っていたことが判明した。

方形区画の外側について、明治期の字切図には城館東側に王子社（オジノミヤ）が描かれ、かつては南面する社地で社叢が広がっていた。北東部にはジョウレンジ畑という通称地名が残るが、その位置は城館に対して鬼門の方角にあたり、城館に関わる宗教施設が存在した可能性がある。北西部には東西約43m、南北約31mの方形の張り出しがある。方形区画に接する南側の水路と水路に沿って後世に敷設された町道は、方形区画に対応するように対称をなして折れ曲がっていることが注視される。その屈曲の形状は土塁の隅部とも符合していることから、城館の縄張りに伴うものと考えられ、方形区画の外側にも関連施設が存在していた可能性がある。



写真21 東堀・土塁（北から）



写真22 小口推定地（南から）



写真23 方形張り出し（南東から）



写真24 藤並館跡航空写真

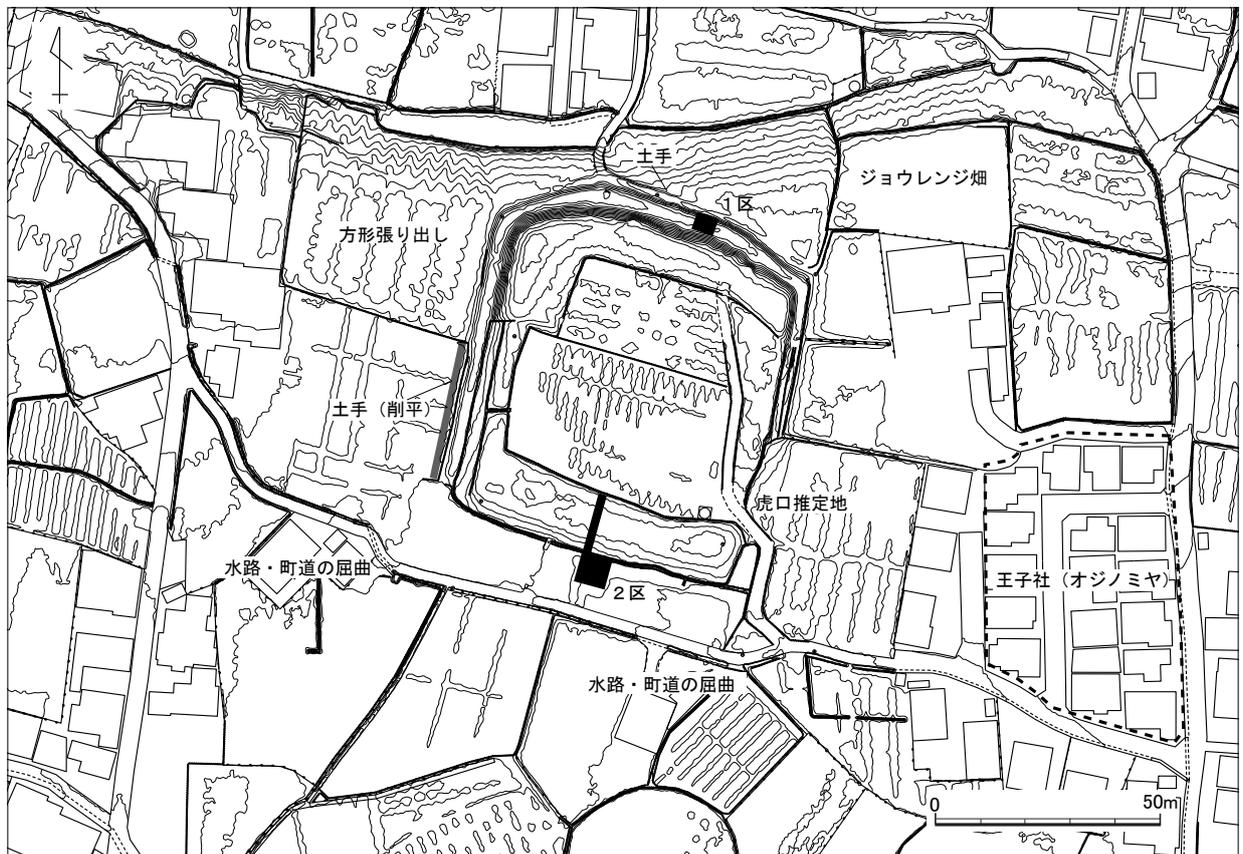


図11 藤並館跡測量図・調査区配置図

発掘調査の概要

発掘調査は北堀に1か所（1区）、南堀推定地と土塁に1か所（2区）の調査区を設定した。

【1区北堀】 北堀は地山を掘削して構築しており、形状は底面が平らな箱堀をなす。堀幅は上面で3.4m以上、現状の堀底からの深さは1.3mあり、堀底から土塁の天端までは4.1mに及ぶ。埋土の下層からは、室町時代後期後半の備前焼が出土しており、堀の掘削は室町時代と考えられる。埋土の堆積状況から判断して堀は滞水する環境の中で埋没したものと考えられる。江戸時代末期から明治初期には、河原石を投棄して用水路としての改修が行われ、河原石の中からは近世の陶磁器や瓦とともに中世の備前焼や瓦類、木箱などが出土した。

【2区南堀】 南堀は、調査前の検討では幅10m以上の規模が想定されていたが、発掘調査の結果幅6mの規模を確認し、想定より狭い結果となった。北堀と同じく底面が平らな箱堀をなし、検出面からの深さは1.6mある。底面には、40～50cm幅で地山を削り出して堀と直行するように構築された畝状の高まりが存在しており、これは堀底の水をせき止めて帯水させ、灌漑用水に用いる堰状遺構であったと考えられる。堀底から約40cm上位では被熱していないほぼ完形の軒丸瓦や平瓦が出土しており、その下層からは瓦の出土が確認できないことから、堀が掘削された後一定の埋没期間を経て施設の瓦葺きを伴う城館の改修が行われたと判断される。

また、堀内の壁際では上面が平らに据えられた3基の礎石状遺構を検出した（礎石1～3）。礎石はいずれも砂岩が用いられており、規模は北端の礎石1が30cm×30cm、礎石2が62cm×56cm、東端の礎石3が32cm×48cmで、礎石1と礎石3上面の高さは約70cmの比高差がある。これらの礎石は、堀が掘削された当初に据えられたものと判断できる。一般的に堀内部の礎石を伴う施設としては、橋脚遺構の可能性が考えられるが、橋脚遺構としては幅が広い。調査範囲の制約から礎石の広がり不明な現状にあっては、施設の性格は不明である。南堀からは、瓦器・備前焼・中国製青磁・瓦、杓子や曲げ物底板、杭などの木製品、竹製品などの他にマツの球果や植物種子・枝などが出土している。



写真25 1区北堀（東から）

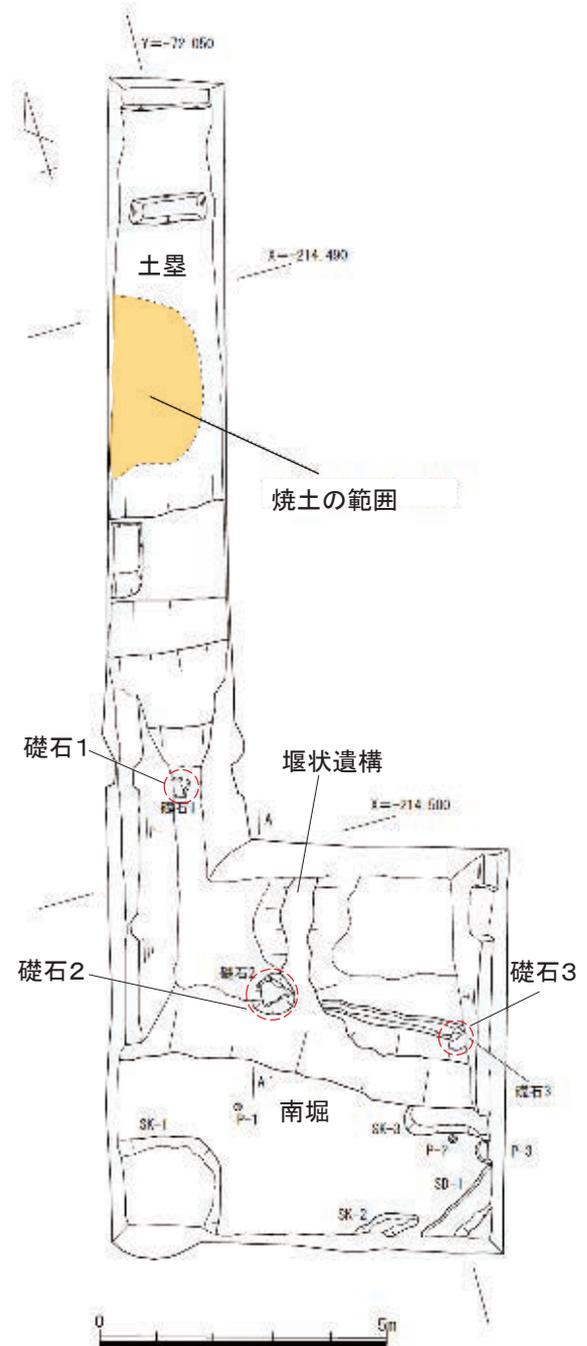


図12 藤並館跡2区平面図

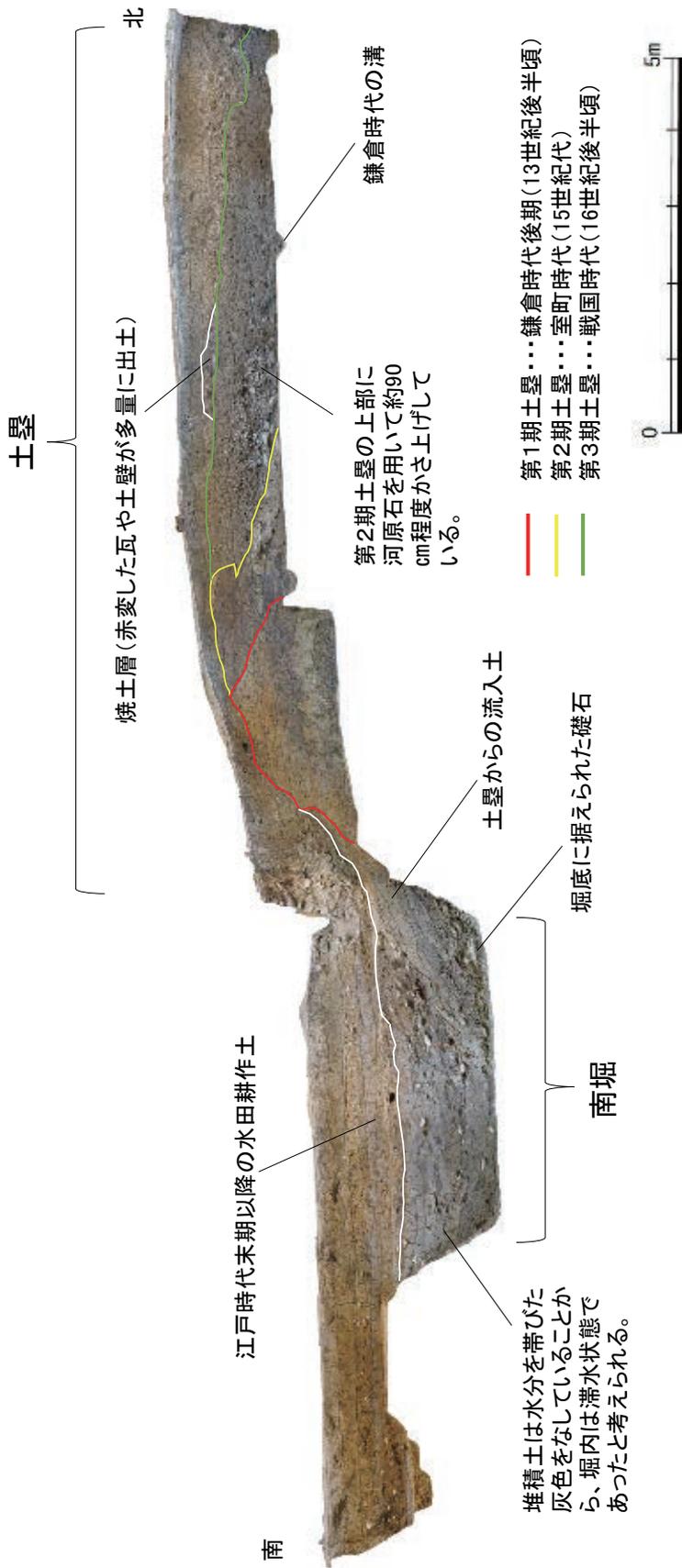


図13 藤並館跡2区西壁土層堆積状況と土塁の変遷

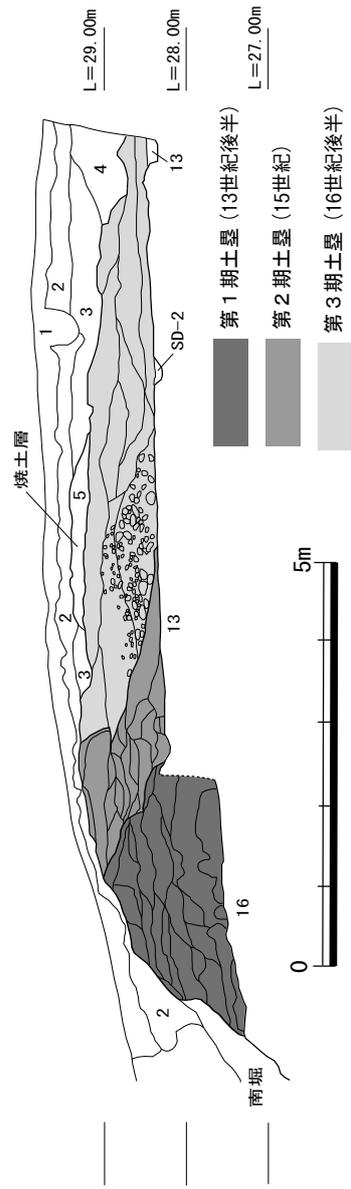


図14 2区土塁基本層序略図



写真26 2区南堀（東から）



写真27 南堀畝状の高まりと礎石2（東から）



写真28 南堀軒丸瓦出土状況（西から）



写真29 2区南堀出土遺物

【2区土塁】 土塁は調査の結果、大きく3時期存在することが確認された（古い段階から第1期土塁～第3期土塁と呼称する）。特に土塁の南端部では、保存状態の良い鎌倉時代の土塁（第1期土塁）の存在が明らかになった点が特筆できる。

第1期土塁の規模は基底部幅3.4m、高さ1.45mで、細かな砂利を盛って土止めとした後、盛土を行って基底としている。基底部の盛土は土塁内側の館内部にも及んでいることから、土塁の構築は館の整地と併行して行われたものと考えられる。上部は、厚さ10～20cm程度の単位で小砂利を含む盛土と含まない盛土を交互に積み上げている。土塁の各構築土には、土師器・瓦器・白磁のがきの小片が含まれており、その年代観から第1期土塁の構築時期は13世紀後半と判断される。

第2期土塁は、第1期土塁上に盛土を行いながら北側に拡幅しており、基底部幅6.1m、高さ1.6mの規模がある。土塁の構築法は、黒色土を主体に厚さ10cm程度の比較的薄い黄色土を交互に積み上げている。黒色土からは土器や瓦、鉄鏃、碁石てつぞくなどが出土しており、第2期土塁の構築時期は15世紀代と判断される。

第3期土塁は、第2期土塁の上部に河原石を用いて90cm程度のかさ上げを行い、上部は比較的細かな砂礫土されきを積み上げて北側へ大きく拡幅させている。その規模は現状の畑の石積間とほぼ同じ幅13m程度と想定される。第3期土塁のほぼ中央部では、12cmの厚みで面的に堆積する焼土と多量の瓦・土壁を含む焼土層が検出され、火災が発生していることが判明した。比較的狭い範囲から多量の瓦や土壁が出土しており、付近に瓦葺き土壁造りの施設が存在したことが想定される。瓦葺き施設の構築は、第2期土塁構築後から第3期土塁構築の間であると判断され、瓦の特徴からその時期は16世紀中頃から後半頃と考えられる。また、第3期土塁の下層からは、鎌倉時代の溝や時期不明の遺構が検出され、館内部にも遺構が存在することが判明した。



写真30 第1期土壘（東から）



写真31 第1期土壘断ち割り状況（東から）



瓦器

中国製白磁

写真32 第1期土壘出土遺物



写真33 第2期・第3期土壘の断ち割り状況（南東から）



写真34 第2期土壘出土鉄鏃



写真35 第3期土壘（南西から）



写真36 第3期土壘焼土・被熱瓦の出土状況（東から）

調査成果

藤並館跡の発掘調査では、保存状態の良好な鎌倉時代の土塁が確認されたが、全国的に見ても中世前期に遡る数少ない土塁の検出例として注目される。土塁の構築時期は13世紀後半と判断され、城館の形成が13世紀代に遡ることが明らかになった。藤並館跡が湯浅党関連の重要拠点であることが確認され、当地域における同時代の在地領主は藤並氏のみであることから、藤並氏関連の遺跡であると判断できる。15世紀には土塁の拡幅と箱堀への改修が行われ、堀底には礎石とともに堰状遺構が検出されたことから堀内の水を滞水させて灌漑用水に用いていたと考えられる。16世紀中頃から後半には建物に瓦葺きが導入されるとともに、土塁の大規模な拡幅が行われる。この時期の土塁上面では焼土と多量の瓦・土壁を含む焼土層が検出され、付近に瓦葺施設が構築されたことが分かる。これらのことから、藤並館跡は鎌倉時代の方形居館を戦国期まで改修を繰り返しながら利用していることが判明した。



写真37 第3期土塁 被熱した瓦と土壁



写真38 下層遺構（東から）

4. おわりに 史跡 湯浅党城館跡の価値

湯浅党城館跡は、豊富な中世文書を背景にして中世前期の武士団の典型事例として調査研究が進められてきた湯浅党を象徴する遺跡である。湯浅城跡は、湯浅本宗家が本拠とする湯浅荘にあり、交通の要衝を掌握するための町場に形成された拠点群とともに、丘陵に形成された軍事的な拠点として本拠を構成する重要な要素である。発掘調査の成果から、大規模な平坦面が遅くとも13世紀には谷状の自然地形を埋め立てて構築していることが判明するなど、その縄張りが湯浅氏によって形作られた可能性が高まった。藤並館跡については、現存する土塁の下層において中世前期に遡る土塁が検出され、さらに土塁のみならず下層遺構の存在からも館内部に中世前期の遺構が保存されている可能性が高まった。このことから、館の基本構造は藤並氏によって形成され、戦国時代にかけて改変が繰り返されたことが明らかとなった。

湯浅城跡は湯浅氏「一門」の本拠を構成する重要遺跡で、儀礼の場であるとともに要害としての性格を有し、一方、藤並館跡は平地に形成された支配拠点として「他門」の代表的な存在である藤並氏に関わる遺跡であり、それぞれ湯浅党の「一門」と「他門」を象徴する城館として位置付けられる。湯浅党の本拠地に形成されたこれらの城館跡は、豊富に残る文献史料と有田川流域に残る湯浅党関連の寺院や石造物などとともに中世前期の社会状況を示しており、我が国の中世前期の武士団のあり方を知る上で重要である。

はじめに

- ・湯浅一族との出会い
 - 阿豆川荘の故地、東白上峰、施無畏寺からみた栖原湾の印象 (4年生、1986)
 - 和歌山県史編さん班助手 (M1~D1、1987~1990)
 - 和歌山県立博物館学芸員 (1990~2001)
 - 特別展「明恵 故郷 (ふるさと) でみた夢」
 - 『中世武士団と地域社会』『信仰の中世武士団』
- ・湯浅一族研究の魅力と意義
 - 史料 (坂本報告) と現地景観と人情と
 - 戦後歴史学の中世武士団イメージの原型となった湯浅一族
 - 武士団研究 …奥田真啓、安田元久、豊田武
 - 民衆闘争史・法制史研究 …仲村研、上横手雅敬、河野通明、黒田弘子

1. 湯浅一族の中世

- ・秀郷流藤原氏の系譜
- ・湯浅宗重 平家 (小松家) 家人から鎌倉御家人へ
- ・幕府と連携する保田宗光の台頭、湯浅本宗家の衰退
 - …惣領と家督の分離 → 「湯浅人々」「湯浅御家人」≡党
- ・紀伊国上使、南朝守護 …一国レベルの地域権力
- ・山名義理の南征 (1379) により没落

2. 京の湯浅一族

- ・高雄止住 (1168) に先行する、宗重と文覚との関係
 - 宗重の在京活動は平家家人となった1159より
 - 神護寺を在京活動の窓口 ※一族子弟の入寺
- ・平氏配下の在京武力 (京武者) ※1178、平家の比叡山攻撃に侍大将
- ・承久の乱後、簀屋奉仕 →在京御家人
- ・京の拠点 3つの屋敷 (四条坊門高倉、押小路堀川、光堂)
 - 西八条櫛笥の簀屋 (承久の乱で警固→簀屋)
 - 神護寺 ※大進坊

◎平氏政権・鎌倉幕府体制のもと、恒常的、積極的な在京活動

⇒政治的な効果だけではなく、本領の立荘や所職の獲得・維持に

3. 本領（苗字の地）の姿

- ・湯浅宗重が開いた本領（苗字の地）湯浅荘
 - 宗重→平家→後白河院 ⇒開発地を核に院領として立券
 - ※宗重→文覚→後白河院 ⇒柿田荘の神護寺領化（宗重は預所に）
 - ※阿弋川宗氏の男子、阿弋川荘本所・円満院門跡覚仁法親王近習の寵童に町場の開発 ※明恵の「ワマチ」（資本→田畠の開発）
- 二筋の熊野道（山手の道〔小栗街道〕と浜手の道〔道町を經由〕）
- 石崎屋敷と白方宿所 院や貴族の宿泊地
 - 湊に接続
 - 霊場として …明恵
- ・「一門」「他門」の諸家がそれぞれ本領（苗字の地）を形成
 - 保田宗光の保田荘（星尾）、石垣荘河北（吉原、糸野、筏立）
 - 崎山良貞の田殿荘（崎山屋敷）、宮原氏の宮原屋敷、藤並氏の藤並館
- ◎本領の要所（街道、湊）に町場を開き、その中核に屋敷を構築
 - ⇒中世武士団の開かれた日常の屋敷地、公共的な宗教的空間
 - その対極にある非日常の軍事施設 = 「城」
 - *湯浅城の戦い（13新谷報告）

4. 武士団の構成と構造

- ・「一門」と「他門」
 - その全体像は、湯浅景基寄進状（施無畏寺文書）の連署（49名）のみ
 - …明恵（明恵伝説）という媒介環⇨「信仰の中世武士団」
 - 武士団とは、非日常時に連携しうる外枠
- ・宗光流保田氏のリーダーシップ
 - 七郎宗光 幕府との緊密な連携 ※後鳥羽院政期に配流
 - 承久の乱で復権、本宗家を凌ぐ ⇒「一門」「他門」の惣領
 - 明恵の外護者としての立場も父から継承
 - 宗光の立場（惣領）を保田氏嫡流が継承
 - 明恵八所遺跡の選定 一族結集の核となり領主と地域住民を結ぶ環となった明恵の伝承を宗光流の拠点にひきつけて整備
 - *星尾屋敷、糸野館、筏立屋敷
 - *施無畏寺、神谷山最勝寺
 - *崎山氏の崎山屋敷（崎山伽藍）
 - *落選地（石崎屋敷、白方宿所、宮原屋敷）
- ・一門評定の実態 紛争の裁定、提訴の前提
- ・在京役奉仕の構造 篝屋警固
 - 兵士、篝用途、在京用途、装束用途、下向用途
 - *命令の主体と送り先
- ◎本宗家に換わり、宗光流保田氏が惣領として「宗重跡」を継承
 - 宗光流を執行部とする合議組織を備え、一族を組織・統制

5. 領主として

- ・地域住民の高い自立性と政治的力量

湯浅荘民の天王寺造営材木搬出のサボタージュ

- 材木を切り出し京に届ける能力とネットワーク
- 「雇仕」という契約関係 ※年貢・公事を越える負担

阿豆川荘百姓等の戦い

- 公文光澄の地頭名（預所）拡大阻止（1259） 百姓等が定める境界
庄官・百姓による認知→領家進退
- 逃亡跡をめぐる攻防 地頭支配の拡大のテコ？
現実には荒廃←百姓等の抵抗 ※逃亡跡を買い取る百姓
- 円満院門跡と直結し、本所・地頭間の協調を突き崩して訴訟を展開する政治力

- ・湯浅一族の町場開発や流通関与の意味

主従制よりも統治権が前面に

- ※流通や交通の保証 市の平和維持活動 ※大野市で野上神人を逮捕
問職の斡旋 ※紀伊湊の問丸道一を高野山に取り成し
- ※宗教的機能 *明恵と明恵八所遺跡（湯浅氏⇔明恵⇔住民）

一族で連携した「長者」的な領主支配

◎地域住民の力量→主従制の深化の限界と統治権的支配の展開

6. 紀伊国上使、南朝守護

- ・広域領主連合としての存在形態 ←それを地域統合に利用する幕府

- ・悪党の時代

六波羅両使を独占する事例

紀伊国上使・保田宗家

- ・南朝守護・保田宗兼

1332、阿豆川・藤並・糸我氏等と楠木正成傘下に→建武政権、南朝

大野郷の守護所を領有

◎幕府や南朝の紀伊一国支配を実質化する地域権力としての姿

おわりに

- ・湯浅一族の紀伊没落—『花営三代記』康暦元年（1379）2月—

9日、山名義理・氏清・時義等、藤並に侵攻、湯浅城落城

11日、石垣城落城、湯浅一族没落

- ・有田郡に生き残る湯浅一族（佐藤報告）

◎史料から復元できる平安後期～南北朝期の中世武士団の全体像と多様で豊かな遺跡群の総体が
〈湯浅一族の遺産〉⇒その中での国史跡「湯浅党城館跡」

【参考文献】

- 上横手雅敬 『日本中世国家史論考』 塙書房、1994
- 奥田真啓 『武士団と神道』 白楊社、1939（原形初出）
※『武士団と信仰』（柏書房、1980）として増補版
- 黒田弘子 『ミミヲキリ ハナヲソギ』 吉川弘文館、1995
- 河野通明 「阿豆河莊をめぐる寂樂寺と円満院」『中世寺院史の研究』上、1988
- 高橋 修 『中世武士団と地域社会』 清文堂出版、2000
- 高橋 修 『信仰の中世武士団—湯浅一族と明恵—』 清文堂出版、2016
- 高橋 修 「中世前期武士団の本領と霊場」『城と聖地』 高志書院、2020
- 豊田 武 『武士団と村落』 吉川弘文館、1963
- 中西正雄 『明恵上人紀州八所遺蹟』 明恵上人讃迎会、1966
- 仲村 研 『莊園支配構造の研究』 吉川弘文館、1978
- 松本保千代 『湯浅党と明恵』 宇治書店、1979
- 安田元久 『武士団』 塙書房、1964

(繼目裏花押 (明恵))

(一族連署)

「件寺敷地殺生禁断之事、任本願之趣、限未來際、敢各勿令有改転、且上人御房御判行明鏡也、然者守此状、各勿令違犯、若背斯旨之輩出来者、冥専蒙伽藍護法譴責、并可漏上人御房值遇之善縁也、頭又一家同心、而速可放其氏也、仍加署判矣、

(繼目裏花押 (明恵))

沙弥浄心 (花押) 藤原光明 (花押)
沙弥成願 (花押) 藤原景季
藤原宗弘 (花押) 紀良孝 (花押)
沙弥善真 藤原盛資
沙弥阿仏 (花押) 藤原宗基 (花押)
沙弥念西 (花押) 藤原業光 (花押)
三位源宗衡 (花押) 藤原宗信 (花押)
藤原光重 (花押) 藤原
前刑部丞藤原貞重 (花押)
前刑部丞橘資重
左衛門尉藤原宗元 (花押)
藤原範基 (花押)
源明 (花押)

(繼目裏花押 (明恵))

藤原盛平 (花押) 藤原宗高
藤原盛清 (花押) 左衛門尉藤原宗氏
左衛門尉藤原宗業 (花押) 藤原信光 (花押)
藤原盛景 藤原光業
藤原光弘 藤原朝弘 (花押)
僧弁実 (花押)
沙弥鉢円 (花押)
僧蓮行
僧長盛
藤原宗秀
藤原宣平 (花押)
源佳
藤原光平 (花押)
藤原能平 (花押)
源宗幸 (花押)
(繼目裏花押 (明恵))
藤原業重
右兵衛尉源至 (花押)
藤原光保 (花押)
藤原宗保
藤原行保 (花押)
藤原重直 (花押)
藤原宗繼 (花押)

②『遺心和歌集』(『明恵上人和歌集』冒頭、前欠)

カテタヘテ ヤマノヒカシヲ モトムトテ ワマチヘユカヌ
コソカナシキ

③仏眼仏母像 銘文

モロトモニ アハレトヲホセ ワ仏ヨ キミヨリホカニ
シル人モシ

④『高山寺明恵上人行状』(仮名行状)

然間纔ニ帷ノ上ニ紙衣許ヲ著シテ、経袋ニ聖教取入テ首ニ懸テ、
里ヲメクリ乞食スルホトニ、知サル人ハ何人ソト尋ヌレトモ、
一郡皆家人ナリケル間、見ツケテハイカムソ思ル気アリ、年来
ハミナ下人ナルラムトモ知ラサレハ、家々ヲメクリテ乞食シテ
見レハ、ミナ見知タル下人共ナリ、乞食ニモ其煩ヒ出来テ、

⑤『高山寺明恵上人行状』(漢文行状)

元久元年二月十五日、於紀州湯浅石崎(親類宗景入道宅)、修涅
槃会、上人自読舍利講式(上人制作十无尽院舍利講式是也)、奉
対涅槃像、泣述滅後愁歎、

⑥『高山寺明恵上人行状』(仮名行状)

先年上人縁事アルニヨテ、紀州移住ノ比、糸野奥ノ谷成道寺ノ
庵室ニ居ヲシメシ時、其庵室ノ傍ニ大樹アリ、彼ノ木ヲモテ菩
提樹ノ称ヲタテ、下ニ石ヲカサネツミテ、金剛座ノヨソヲ
ヒロマナヘリ、其傍ニ一丈許ナル卒堵波ヲ立テ、其銘ニ上人自
筆ヲモテ、南無摩竭提国伽耶城辺菩提樹下成仏宝塔ト書ス、其
下ニシテ一郡ノ諸人貴賤長幼道俗男女数百余人、樹ノ下ニ集会
シテ、彼西天菩提樹下金剛座上ノ今夜ノ儀式ヲウツス、

⑦『夢記』 ※建永元年(一一二〇六) 六月六日の夢

同六日の夜、夢に云はく、石崎入道之家の前に海有り、海中に
大きな魚有り、人云はく、是鰐也、一つの角生ひたり、其の
長一丈許り也、頭を貫きて之を繋ぐ、心に思はく、此の魚、死
ぬべきこと近しと云々、

⑧『有田郡誌』

石崎 海水此辺まで湾入し、船着場なりしが如し、

天皇もかねて勅詔あり、石崎まで御船にてはるばると御幸ましまし、(「今城寺縁起」)

⑫『吉記』 承安四年(一一七四)九月条

十七日(中略)、

湯浅庄立券使_行官經弘入洛事

湯浅庄立券使_行官經弘沙汰了、今日入洛、

廿五日(中略)、

宿湯浅事

昏黒着湯浅入道堂、

⑨『紀伊統風土記』

熊野の往還、今の道より東にありて、吉川村より逆川に従ひて、山の東の麓より南行して直に別所の村中に出づ、

⑬『熊野御幸記』 建仁元年(一一〇一)一〇月廿三日条

入湯浅五郎儲過差事

(前略) 午始許入湯浅宿所、此所五郎と云男宿所事甚過差、予之不堪感、引所餞鹿毛馬了、

⑩『有田郡誌』

小栗街道 大宮の馬場頭を横ぎり、直に南して満願寺山の東に出づる細径あり、最も古き熊野街道の跡にして、御輦街道と称せしを、後世小栗判官の事跡を附会し、小栗街道といふに至れり、

⑪『高山寺明恵上人行状』(漢文行状)

其年(承元四) 四月、民部卿長房卿熊野詣下向時、於白方宿所上人対面之次、花嚴金師子章注釈、重有懇望之趣、

19 一四五 舜西書狀 ○卷八 (神護寺文書)

天王寺御材木回事、先度御注文、給候之時、即御下道候了、仍沙汰者申狀、如此候、此状者、即可申上候之由、湯山御下向之間、隨又依無重訴候、于今運々仁候也、且御庄一切不違亂之由、度々申上候之時に、旁猪子仕候也、此上ハ争可致自由沙汰候哉、其上度々白上も、被仰下候へハ、能々下知仕候事也、只寄事於左右、湯淺庄沙汰人などの、云津下、云運上、不合期之間、倍中候賦と思給候也、此上尚御不審候者、致違亂候はん御庄民ヲハ、可注預交名候歟と、御返事ニハ可令申候候、恐々謹言、
六月七日 沙弥登西上

20 一一八 行慈書狀 ○卷六 (神護寺文書)

何事候らむ、塔材木は、皆とりて、在田河のはたへ曳出候、今明候下沙汰し候なり、兵衛尉住京之間、たゞ一人にて、す、めひしりか、門ことにす、めあるくかごとく、沙汰し候也、昔は神野庄・川上庄御寺沙汰人候て、合期候き、當時は神口庄一所ばかりにて、前度五十人の曳夫（又出）入候、やかて四五日やすめ候て、をしかへして九十余人、袖山に人候て、ひかせ候へは、柿田庄の百（又出）なけき候、在田郡植夫、初度に「植作夫五十余人入候、前度の曳夫四十余人、柿田曳夫に相具候、今度御折夫と申事ハ、柿田夫は、えし候はねは、前達に十五人相具候、度々に在田の天も、百余人入候、す、めひしりか、門をかぞへ候て、す、むるかごとく沙汰して、わづかに、「如此沙汰して候也、阿豆川庄には、家樂寺と申寺庄にて候へハ、家樂寺材木とり候、石垣庄にハ、六条殿材木あたり候、人夫やと」ひ候へ、さひまも候はぬを、郡内諸人の下人をやとひ候て、如此沙汰し候、但植作夫は、兵衛尉か「さたし入候、大事の運板」をたてなんと申候、材木は、「私にこゝろさして、六月よりとり」からして、やかて我船に積て、「運上」て候へは、それにかろみて、「これほとにもしいたして候也、人々の御不審のため、かく妻細に中に候、「物のゆくちをしり候はぬは、有若亡」の事に候也、
正應五年
十月廿日 行慈

逐申

前度食物注文進候し外、今度「曳夫も一日のひ候て、食物法進」て候、此材木も、大船二艘に「積へきよし申候、猶船一艘相具」て可渡候也、仍用途、前度「食物注文」之外、又船一艘之用途、可渡候也、他事をかへり「みす、今年宝塔造畢を存て、如此沙汰し候也、行慈か所勞と申候は、右足中風し候て、えふみたて候はず、當時も十所はかりやきて候、「惣て廿余所灸して候へとも、いま」たけむをえす候、灸所半愈して「得渡候者、来月中寫上落之議」を存候也、

21 三五 僧法心重申狀案

干郎入道三郎男二人被致害之間、則企參洛、訴申子細之處、彼心淨已下惡黨等、同十一月十二日、重打入法心母堂住屋、奪取資財物等、剽取衣裳、與種々耻辱、無嚴密之御沙汰者、向後之狼遣不可斷絶者也、就中心淨之親類并所從等、去弘安之比、於當國少會出、就致強盜大犯、被下六波羅殿御教書、御沙汰納瑞之間、雖令逃散、無御免之虞、狂又遷居于本宅、爾好惡行之上者、云當時大犯狼藉、云先年強盜、争可適重科哉、所詮傳上御使淨智、不日被召上心淨已下交名人等、被亂返追捕物日吉神物并資財雜物等、被追返所歸當告人惡等之後、交名人等悉為被行重科、重言上如件、
正應四年十二月 日

22 二六 高野山衆徒重訴狀案

高野山金剛峯寺衆徒重申
當寺領荒河庄任人彌四郎入道（法名）依致害等大犯被召置武家後不蒙御免逃下致種種惡行狼藉問就訴申子細於武家被仰付守護代等沙汰取中爲違自科號高野寺僧僧差違致傷訴於 公家武家條罪科不蒙早上御使并守護代等不日可召取由重欲被仰下子細事
副進
一通 御教書案 去年十月五日
一通 山門末寺高野寺護狀案
一通 秋廣男白狀案（法名）所後商人上訴使
一通 當國上御使狀案（法名）所後商人上訴使
件法心入道、先年依致害當國田仲庄預所圍書助甥左近太郎定氏、被召取武家之後、不蒙御免、逃下致種種惡行、子細載狀令言上呈、去年十月之比雖申付武家御下知狀、更不承引、驅致惡行狼藉之間、土民之歎國中煩也、且秋廣男白狀顯然也、乍住寺領、農如寺家、其理豈可然乎、依自科難逃、寄多於山門末寺、掠申子細之處、彼寺非寺僧之由、出還狀之上者、於山門其身無寄、辭諒之至忽認願者哉、當國石垣太郎左衛門宗明、受彼法心之語、抑世二箇度御教書、當山不申御請之由申訴、今更同時令付之條、陰謀之企、矯誘之至也、去正月下旬、雖付御教書、依違代々先規、令申子細畢、所詮仰付上御使并守護代、不日任白狀之夾名、可召取之由欲被仰下、仍重言上如件、
正應五年二月 日

○高野山文書又
續寶篋集八十五

阿豆河ノ上村百姓等申状
 フセメノコトリヤウイシカメエアセ
 シツメラシマスシ フノウエニチトウノ
 カメエ^{下リ}フセラシムヌアテメ
 ソノウエニトシチニ一タシニニ面^ハ
 フセシウシセメトラシムコメハカメエ
 スナウノコトイテテワ百姓上ラ
 ツマム^ハトモチトウトノキヤウ^早
 アラハカイニモノラモン^早シ
 シヤシテカハラニセメエハハカ
 シラシテセメトラシムイヌ
 シラシテノコト百姓トカウナミリ
 ツム^ハトモチトウトノ百姓イエ
 女^ハノヒトワカシカシカシ
 女^ハノヒトカイシカシカシ
 女^ハノヒトカイシカシカシ
 シンサイモウノコトアルイワ
 チトウノキヤウアルイワ

第四條

一 ヲンサイモクノコト、アルイワチトウノキヤウシヤウ、アルイワチカフトマウシ、カクノコト
 クノ人フヲ、チトウノカタエセメツカワレ候へハ、ヲマヒマ候ワス候、ソノ、コリ、ワツカニ
 モレノコリテ候人フヲ、サイモクノヤマイタシエイテタテ候エハ、テウマウノアトノムキマ
 ケト候テ、ヲイモトシ候イヌ、ヲレラカコノムキマカヌモノナラハ、メコトモヲヲイコメ、ミ、
 ヲキリ、ハナヲキリ、カミヲキリテアマニナシテ、ナワホタシヲウチテ、サエナマント候ウテ、
 セメセンカウセラレ候アイタ、ヲンサイモクイヨクヲソナワリ候イヌ、ソノウエ、百姓ノサ
 イケイチウ、チトウトノエコホチトリ候イヌ、

一 御材木の事、或いわ地頭の京上、或いわ近夫と申し、かくのごとくの人夫を地頭の方え責め仕
 われ候へば、をま暇候わず候、その残り、わずかに漏れ残りて候人夫を、材木の山出しえ出で
 立て候えば、逃亡の跡の麦蒔けと候て、追い戻し候いぬ、をれらがこの麦蒔かぬものならば、
 妻子共を追い籠め、耳を切り、鼻を削ぎ、髪を切りて尼になして、縄絆を打ちて苛まんと候う
 て、責めせんがうせられ候間、御材木いよく遅なわり候いぬ、その上、百姓の在家一字、地
 頭殿え壞ち取り候いぬ、

御材木のことについてですが、やれ京上夫だ、やれ近夫だといつては地頭方に責め仕われます
 ので、まったくもって暇がありません。（私も番頭が）わずかに残った人夫（百姓）を材木の山
 出しへ行かせますと、地頭は「逃亡の跡の麦蒔け」といって追い戻すのです。「おまえらがこの麦を蒔
 かないなら、（おまえらの）妻子共を牢に入れ、耳を切り、鼻を削ぎ、髪を切って尼のようにし、
 縄で縛って痛めつけるぞ」などとひどく責められますので、御材木の納入はいよいよもって遅
 くなってしまいます。そのうえ百姓逃亡跡の在家一字を壊して持ってしまいました。

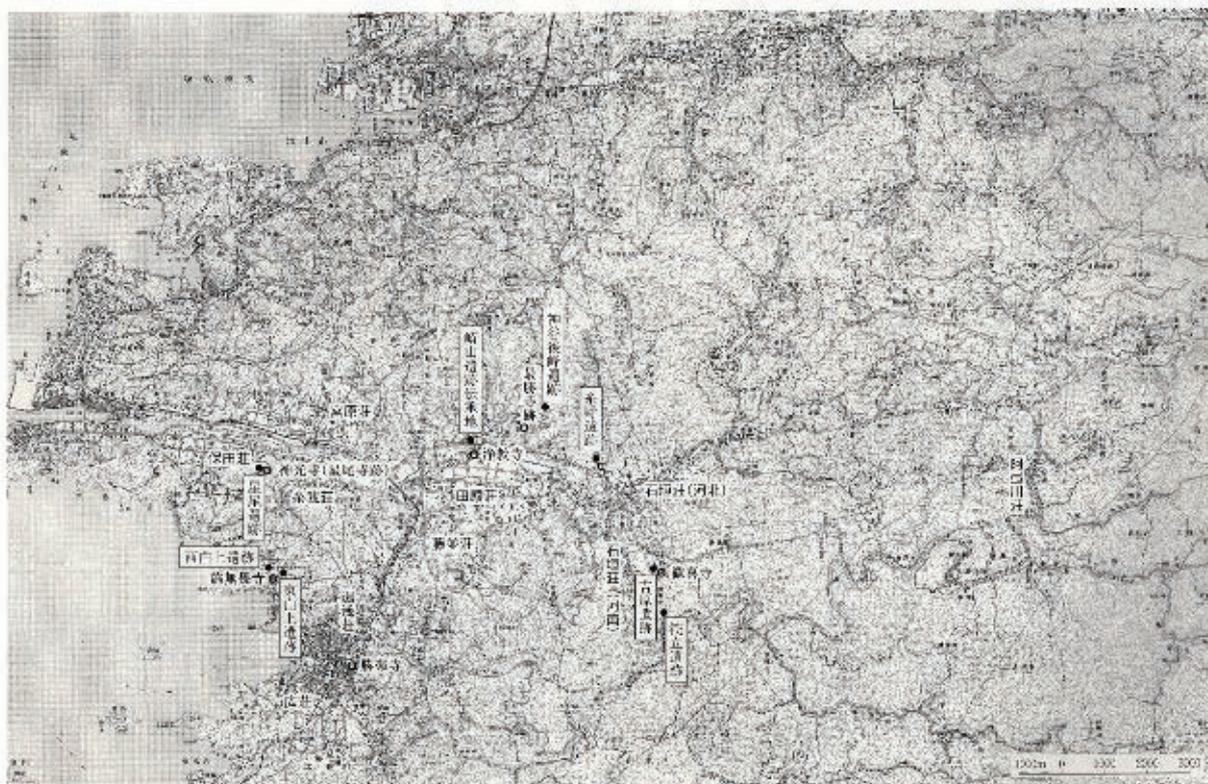


図2 湯浅一休の所領と「明恵上人紀州八所遺跡」

原図 国土地理院発行地形図「海南」1幅本 1:50,000

湯浅一休の所領は湯浅荘のように示した。
 湯浅氏不明忠が関係する所を○の裏書きのように示した。
 「明恵上人紀州八所遺跡」を●の裏書きのように示した。

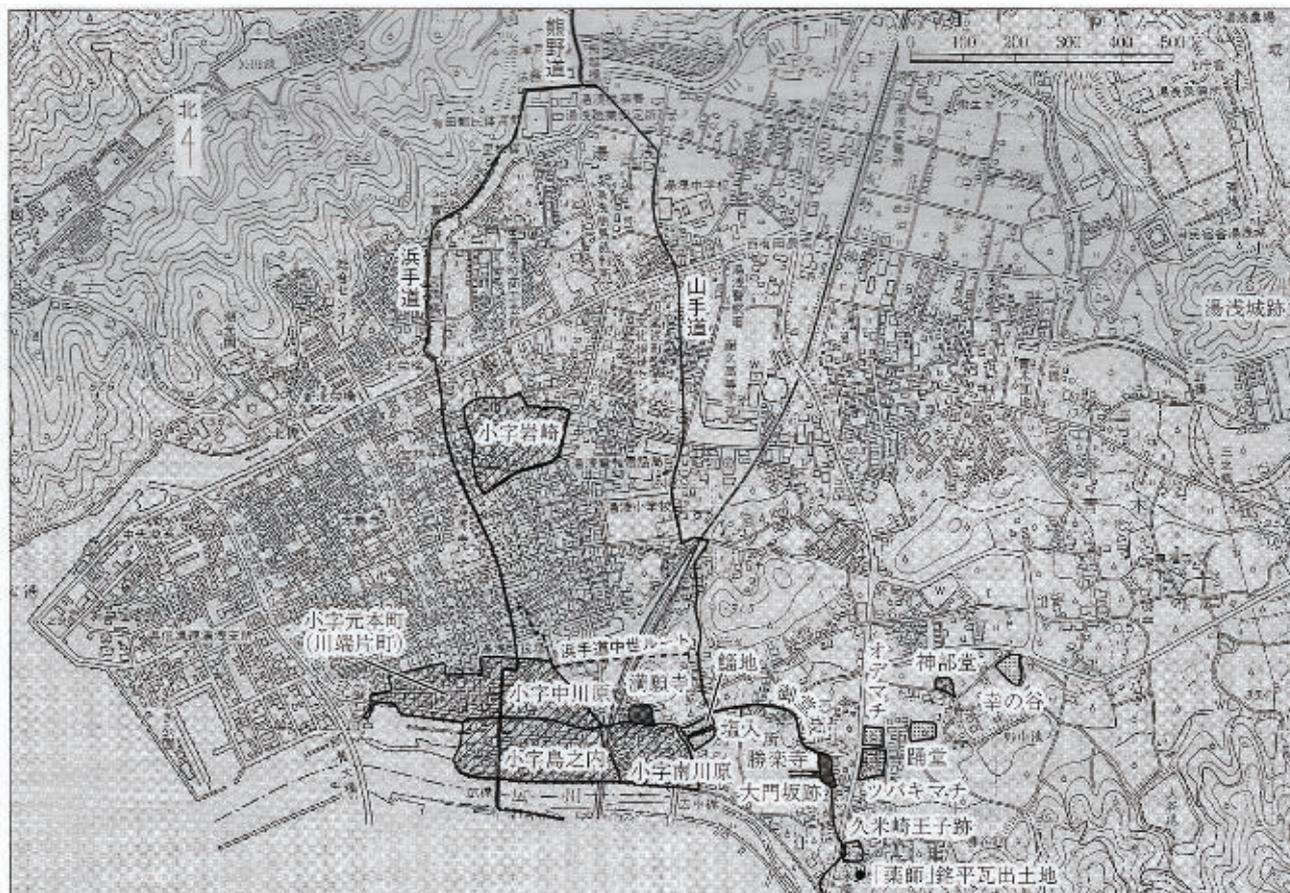


図2 勝楽寺とその周辺

原図：湯浅町発行「湯浅町管内図」1:2,500

はじめに

歴史を語るには、その素材（根拠）となる史料（資料）が不可欠である。歴史の材料には、古文書や古記録をはじめ、美術工芸品（絵画や彫刻など）や埋蔵文化財（考古資料）、地名、伝承、地形など、様々なものがある。そのなかでも、歴史を叙述するうえにおいて大きな位置を占めるのが、文字史料としての古文書や古記録である。ここでは、湯浅党の歴史を考えるうえで、現在どのような古文書・古記録（本稿ではまとめて「古文書」とする）が残されているのか、それを提示しつつ、そこから明らかとなる武士団としての湯浅党の特徴について紹介していきたい。

（1）有田郡に残る湯浅党関係の古文書

湯浅氏がいつ頃から紀伊国有田郡で活動を始めるのか、この点は史料的に明らかでない。湯浅宗重の父宗永は湯浅住人として見え、粉河寺（紀の川市）に信仰を寄せており（「粉河寺縁起」第13）、この頃には湯浅を拠点に那賀郡まで活動域を広げていたものと思われる。その後、湯浅宗重の代になって『平家物語』に登場するなど、平氏政権のなかで歴史の表舞台に現れ、以後大きな勢力となってゆく。鎌倉期においては、紀伊国全体に大きな影響力を及ぼす存在となる。南北朝の内乱期で衰退するものの、一族のうち室町幕府や守護畠山氏の被官となり命脈を保った勢力もあった。湯浅党の歴史は、有田郡の歴史と言っても言い過ぎではないだろう。

ここでは有田郡内に残された湯浅党関連の古文書について、まずはおさえておきたい。

① 崎山家文書

崎山家文書は、湯浅本宗（嫡流）家に関わる文書群である。鎌倉時代の系図（【史料1】）と文書26通。和歌山県指定文化財。なお、そのほか未指定の戦国期の文書、近世文書なども残る。



写真1 湯浅一門系図〈崎山家文書〉（施無畏寺蔵）【史料1】

崎山家文書は、鎌倉時代の系図と文書の写しが1巻にまとめて残されているが、それは鎌倉時代に本宗家（阿願（宗村））と藤並氏（悟）とが田殿荘（有田川町）の領有をめぐる争った訴訟の際に、本宗家が提出した具書案（添付資料の手控え）である。従来、崎山家文書を主な素材として、湯浅党の内部構造（一族結合）や鎌倉幕府との関係などが論じられてきた（安田元久1964・湯川雅史1996など）。ただし、相論にかかわる具書案ということもあり、使用にあたっては注意を要する（朱書で藤並氏を批判するような文言もある）。しかし、文書自体はすべて鎌倉期には湯浅本宗家に伝来した文書群であり、上記のような性格を理解したうえで詳細に検討することにより、武士団としての湯浅党の性格や内部構造に迫ることも可能である（高橋修2000）。



写真2 湯浅宗重跡本在京結番定文案〈崎山家文書〉
（施無畏寺蔵）【史料2】

特に注目すべき史料として、湯浅宗重跡本在京結番定文案（【史料2】）がある。系図とあわせ当時の湯浅党の全貌（一門・他門）がわかるとともに、湯浅党が輪番で京都の警固活動をしていたことがうかがわれる。そしてそれが御家人としての役目を果たしていたという根拠にもなっていた。

⇒ 刊本：『和歌山県史』中世史料二など

②御前家文書

御前家文書は湯浅党貴志氏に関わる文書群である。南北朝時代～室町時代の文書15通。そのほか、近世文書も残る。

貴志氏は、保田宗業の養子となることで湯浅党に属するようになった一族で、他の諸氏と比べると湯浅党への参加が遅い点などは、若干特殊である。御前家は貴志氏の家老と伝え、貴志氏より養子を迎えたため、貴志氏関連の文書が残されることになったと考えられている。貴志氏は、平安期より貴志荘（紀の川市）を拠点としつつ、那賀郡・伊都郡など紀の川流域に影響力を有するとともに、鎌倉期には神野・真国荘志賀野村（紀美野町）の公文をつとめ、南北朝期には保田荘

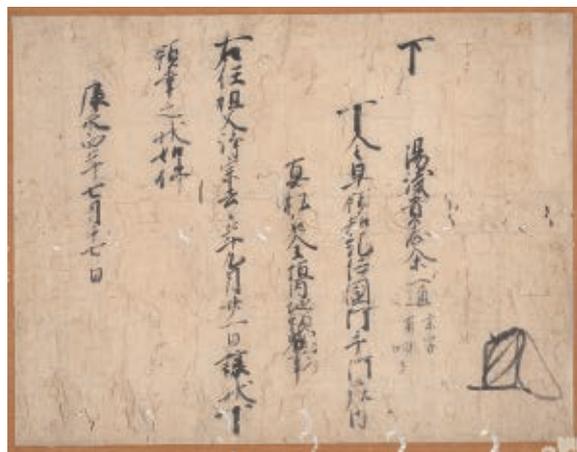


写真3 足利直義袖判下文〈御前家文書〉
（個人蔵）【史料3】

（有田市）の領有が認められるなど、徐々に南へと勢力を拡大していった。湯浅党のなかでは珍しく、南北朝内乱の当初より北朝（室町幕府）方に属し、室町幕府將軍足利氏・執事高氏などから受けた文書が残される（【史料3】）。正平一統（正平6年（1351）の北朝と南朝による一時的な和睦）後、貴志氏は一時南朝方に属するものの、室町期に至ると紀伊守護畠山氏の被官となっていた。室町幕府と湯浅党との関係（湯浅党のその後）をうかがうことができる史料としても注目すべきものである。

⇒ 刊本：『和歌山県史』中世史料二など

③施無畏寺文書

施無畏寺は、湯浅荘（湯浅町）内に所在した真言宗の寺院である。施無畏寺には中世文書48点（鎌倉～戦国期）のほか、明恵上人行状記（甲本・乙本）や貞元華嚴経などの聖教・典籍類、境内絵図も残される。多くが国指定重要文化財、和歌山県指定文化財となっている。

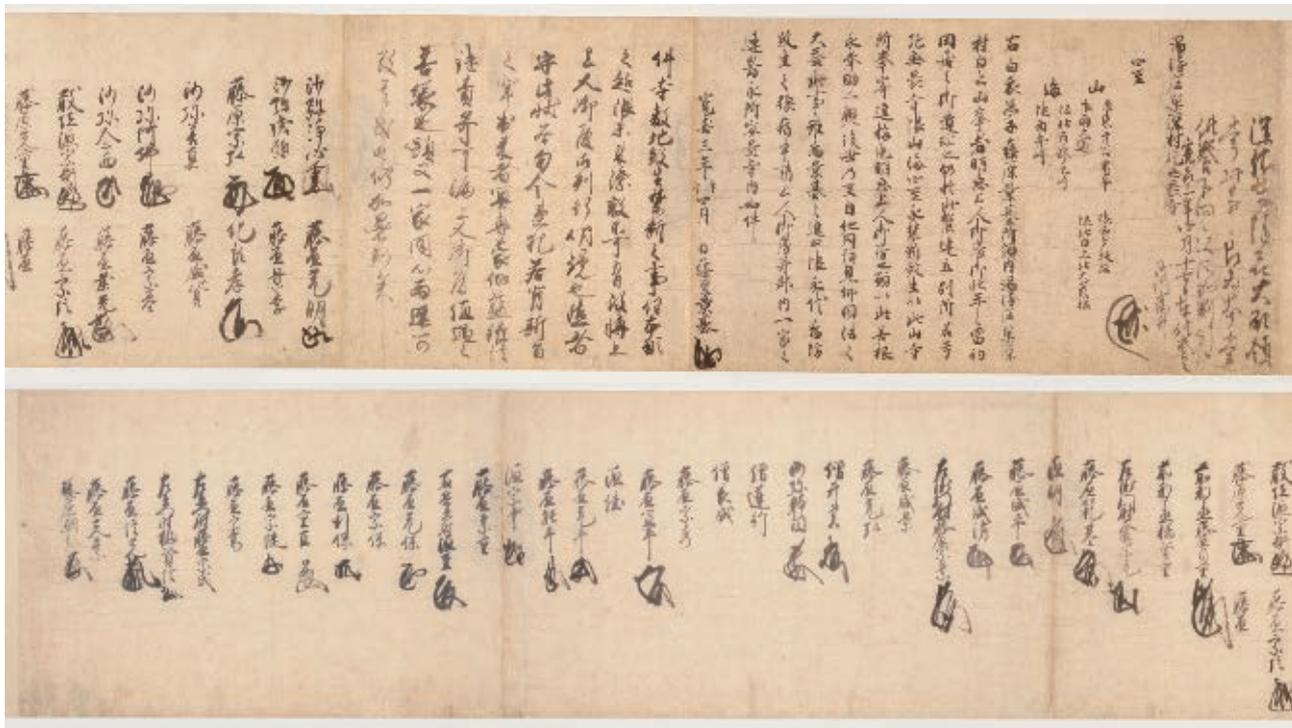


写真4 湯浅景基寄進状〈施無畏寺文書〉（施無畏寺蔵）【史料4】

明恵は神護寺（京都市）で出家した後、建久6年（1195）紀州に下向し、白上峯に草庵を営み修行に励んでいた。寛喜3年（1231）、湯浅景基は白上峯に一字の堂舎を建て、明恵に寄進したのが施無畏寺である。【史料4】は、施無畏寺の成立に関わる文書であり、湯浅党諸氏（郡内一家49名）が連署して殺生禁断を誓い、違反した者には「一家同心」して一族を召し放つという規定もある。まさに明恵という高僧に対する信仰を媒介として、保田氏主導のもと一族結集を図っていることを知ることができる（高橋修2016）。貞永元年（1232）に明恵が亡くなった後も、明恵の弟子喜海と保田氏を中心に、明恵ゆかりの地として信仰を集めた。



写真5 施無畏寺

施無畏寺文書は、湯浅党の一族結合の核となった寺院（後には墓所堂が営まれる）の様子を知ることができるとともに、湯浅荘に関わる基本史料でもある。中世後期には、畠山基国が紀伊守護となったあと、すぐに安堵を受けているように、地域権力の変遷を知ることができる点も、有田郡内の文書のなかでは重要な点である。

⇒ 刊本：『和歌山県史』中世史料二、明恵上人行状記（甲本・乙本）については『明恵上人資料』第一に掲載。

④ 歓喜寺文書

歓喜寺は、石垣荘（有田川町）内に所在した浄土宗の寺院である。中世文書8点（鎌倉～室町期）が残り、鎌倉期の文書には湯浅党諸氏による寄進状、湯浅党の面々が保証人として署判した文書がある。

歓喜寺がある吉原村は明恵誕生地とされるため、明恵の弟子である喜海が宣揚門院（後白河天皇の皇女）に申し入れ、年貢免除の地としたうえで、後に保田宗氏も協力して建立（再建）した寺院である。歓喜寺には藤並荘（有田川町）や湯浅荘（湯浅町）など周辺荘園の土地が、藤並氏や阿弋川氏など周辺の諸氏によって寄進されているように（【史料5】）、歓喜寺は広く湯浅党の信仰を集める寺院であった。寄進地の妨げを行った者は一族を召し放つという文言もある。

⇒ 刊本：『和歌山県史』中世史料二



写真6 歓喜寺



写真7 地頭藤並松石丸等連署名田寄進状〈歓喜寺文書〉
（歓喜寺蔵）【史料5】

⑤ 神光寺文書

神光寺は、保田荘（有田市）内に所在した天台宗の寺院で、星尾寺六坊の一つである中の坊の後身にあたる。神光寺には10点の中世文書（鎌倉～南北朝期）が残り、有田市指定文化財となっている。本寺であった高山寺（京都市）にも星尾寺関連文書が残る。神光寺文書は、鎌倉期における湯浅党の屋敷の様相、さらにその後の展開を知ることができるものとして極めて重要である。



写真8 星尾寺跡（神光寺周辺）



写真9 湯浅宗業寄進状案〈神光寺文書〉(神光寺蔵)【史料6】

文暦元年(1234)、宗光の子である宗業が屋敷地を三宝(仏・法・僧)に寄進し、星尾寺を建立した【史料6】。弘長2年(1262)に寺域を拡大し、鎌倉幕府より殺生禁断・甲乙人の乱入狼藉停止の下知状も得ており、京都高山寺とも関係の深い寺院であった。保田荘には貴志氏に関わっていたこともあり、南北朝初期の文書には北朝方の文書、正平一統(1351年)後には南朝方の文書が残る点も特徴的と言えよう。

⇒ 刊本：『和歌山県史』中世史料二

* * * * *

そのほか、有田郡内には、美術工芸品(造像銘記や石造物)、建築資料(棟札)、聖教・典籍類(大般若経)などの文字史料が多く残る点も重要である。これらは主に、『吉備町誌』『金屋町誌』『清水町誌』『湯浅町誌』『広川町誌』などに載せられる。

以上、有田郡内の湯浅党に関わる古文書について概観した。武家文書(①・②)が少ない反面、地域の寺社(③～⑤)に古文書が多く残されているという特徴がある。そのため、武士団の内部構造(惣領・庶子の関係)や、武士の側から見た地域社会、さらには軍事情勢等を把握するには限界がある。ただし、残された史料を丁寧に読み込むことで、その限界を打破し、惣領保田氏の存在形態等を明らかにしたのが高橋修氏の一連の研究である(高橋修2000・2016)。

そして、何より地域の寺社に古文書が多く残されているということが大きな特徴といえる。このような古文書の残存状況も背景にあり、「信仰の武士団」という湯浅党の姿が描かれたともいえよう(高橋2016)。古文書の残りかたそれ自体が、社会集団の性格に直結していると言い換えることもできる。

(2) 有田郡外に残る湯浅党に関わる古文書

湯浅党関係の古文書としては、地元和歌山だけでなく、荘園領主や京都の寺社にも残るという点が大きな特徴である。特に湯浅一族のなかには、湯浅宗重の子である浄覚(上覚、行慈)、平重国と宗重娘の間に生まれた明恵がいたため、京都の神護寺・高山寺に関連史料が残されている。

① 神護寺文書

神護寺は、京都市右京区梅ヶ畑高雄町にある高野山真言宗の別格本山。神護寺を中興した文覚は阿豆河荘(有田川町)の下司職を宛てがわれており、神護寺の造営・復興においては有田郡を中心とする紀伊国が重要な役割を果たしていた。神護寺僧の浄覚は、明恵の伯父にあたり、文覚のもとで(また文覚配流・没後も)神護寺復興に尽力した(仲村研1978・山田昭全2014)。神護寺文書のなかには、湯浅党の動向をうかがわせるもの、紀伊国内での材木調達(伐採・津下)の様子を知ることができるものもある。湯浅党の子弟が、京都の寺社でどのような立場にあり、どのような活動をしていたのか、また現地

の武士団とどのような関係を有していたのかなどがわかるのである。また、湯浅党諸氏が伊都郡梓田莊（かつらぎ町）や日高郡河上莊（日高川町）などの神護寺領莊園の莊官をつとめていたことなどもわかる。

⇒ 刊本：坂本亮太・末柄豊・村井祐樹編『高雄山神護寺文書集成』など

②高山寺文書

高山寺は京都市右京区梅ヶ畑梅尾にある明恵房高弁が中興した寺院。明恵は、伯父浄覚をたより神護寺で出家したあと、厳しい戒律を守り、梅尾に高山寺を建てて、高山寺と施無畏寺と往反しながら修行生活を送っていた（田中久夫1961ほか）。明恵に関係する史料（明恵や弟子たちが残した記録類）や高山寺の経営・造営に関わる文書が残るのはもちろんのこと、本末関係にあった有田郡内の寺社（星尾寺など）に関わる文書も残る。特に夢記や明恵上人行状記は、明恵という個人が捉えた有田郡と湯浅党のあり方を伝えてくれる希有な史料である。さらに高山寺に残る聖教・典籍類のなかには、明恵が有田郡内の草庵（寺社や屋敷）で書写したのも多く含まれており、有田郡内の寺社の存在を知ることができる（高橋修2016）。中央と地方との双方向の関係性をうかがうことができる点で重要である。

湯浅党が自らの子弟を京都の寺院（神護寺や高山寺など）に入寺させていたという形態は注目される。明確に武士団と京都の寺社との関係を確認できる事例は、湯浅党において他にない。武士団が中央の寺社とどのように関わり、またその影響をどのように受けていたのかを知ることができるものとして、湯浅党は貴重な事例を提供している。

⇒ 刊本：『高山寺古文書』、『明恵上人資料』第一～第四など



写真10 明恵上人像（施無畏寺蔵）

③高野山文書

京都の寺院と関係がある一方で、近くにあった高野山（高野町）にも多くの関連する古文書が残る。特に阿豆河莊（有田川町）関係文書のなかにも湯浅党は登場する（『紀伊国阿氏河莊史料』一・二）。「ミミヲキリ、ハナヲソキ…」という阿豆河莊上村百姓等申状は地頭湯浅氏の非法を訴えたものとして、教科書などにも取り上げられるためよく知られている。

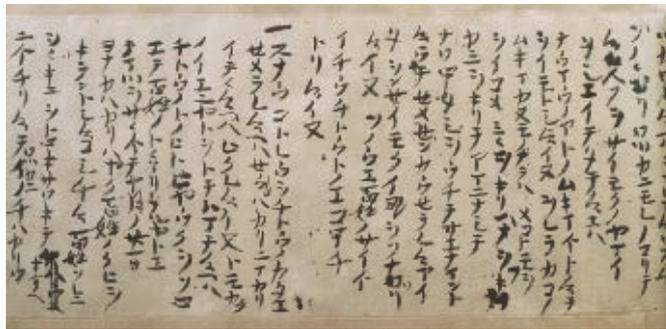


写真11 阿豆河莊上村百姓等申状（金剛峯寺蔵）

阿豆河莊は本家が円満院、領家が寂楽寺の莊園であるが、高野山金剛峯寺も「弘法大師御手印縁起」を用いて旧領と称し、一円化を求めて積極的に関与した。湯浅氏は文覚より阿豆河莊地頭職を譲られたと称し（「吾妻鏡」）、阿豆河莊においては地頭（時には下司・預所）として位置した。そのため、高野山と湯浅氏・寂楽寺は、阿豆河莊の領有をめぐる激しい相論を展開した。その結果、高野山文書には

湯浅党に関わる記述も多く含まれ、荘園のなかにおける湯浅党の存在形態を知ることができる。有田川下流域の武家文書や寺社文書では、荘園内における湯浅党の位置、百姓等や荘園領主との関係などを知ることが極めて難しいなかであって、高野山文書を用いた阿弋河荘研究は、唯一、荘園内における湯浅氏の存在形態をうかがわせてくれるものである。

なお、湯浅宗重の子供には、高野山の検校になった宗禅がおり、高野山にも子弟が入寺していた。また保田宗光の三男宗氏は、阿弋河荘の本所である円満院門跡覚仁法親王のもとへ入室したこともあり、宗氏も息子の一人を覚仁の近習であった米持王の養子（猶子）としていた（高橋修2000）。湯浅党諸氏は様々な寺社・貴顕層のもとに子弟を送り込み、そこで形成された人脈が湯浅党の活動を支えてもいた。逆に現地に派遣された荘官などは、湯浅党と姻戚関係を結ぶなど、双方向で人的関係が緊密化もしていた。

⇒ 刊本：大日本古文書『高野山文書』一～八、金剛峯寺編『高野山文書』第一巻～第七巻のほか、高野山御影堂文書を収録した『清水町誌』史料編や『紀伊国阿弋河荘史料』一・二がある。

* * * * *

そのほか『平家物語』『太平記』などの軍記物、『吾妻鏡』などの歴史書、「明恵上人歌集」「十訓抄」などの文芸書にも、湯浅党に関わる記事が散見する。特に文芸書については、十分に調査が進んでいないため、まだまだ新たな史料が見つかる可能性もある。

おわりに

以上、湯浅党に関わる古文書を概観した。湯浅党の古文書に関して特徴的なことを挙げると、主に4点にまとめられる。

①武士団の「惣領」「家督」に残る文書が限定的ということ

これまで多くの武士団は惣領家に残る文書群を素材に、そのあり方が描かれてきた。しかし、湯浅党は「惣領」に残る文書は限られており、これまでの武士団の理解とは違った側面が見えてくる。もう少し別の言い方をすると、惣領と庶子の関係など、武士団の内部構造を明らかにするうえでは限界性を抱える一方、「惣領」の強力な統制力をうかがうことはできず、むしろ庶子の独自性・自立性をうかがうことができる事例ということができる。湯浅党については、「惣領」（御家人役勤仕責任者）と「家督」（一族の長）の地位が、保田家と本宗家とによって分掌される希有な武士団と位置づけられる（田中2014）のも、このような古文書の残り方とも対応する。一族の「長」の特異さ、そして庶子の独立性など、武士団としてのまとめ（関係性、バランス）を知ることができる興味深い事例ということができる。この点は湯浅党の個性と捉えることができる。

②地元の寺院に残る文書が多いということ

施無畏寺・神光寺・歓喜寺など、有田郡内の寺院にまとまって中世文書が残される。そのため、地域の寺社や信仰のあり方、特に武士団が高僧・寺社を介してどのように地域（や民衆）と関わりをもとうとしていたのかを知ることができる。しかも湯浅党の場合、湯浅党諸氏の屋敷が後に寺院になるなど、武士の拠点（本拠景観）と寺社との関連性をうかがうことができる点も興味深い。また、寺院や寺僧（明恵）を中核として（臨時的・政治的に）一族結合するというかたちも、湯浅党は興味深い事例として注

目を集めている。しかもその後、惣領保田家が「明恵八所遺跡」を興行することで、地域支配を行っていたことなども明らかになっている（高橋修2016）。

③京都などの寺社、荘園領主の側にも文書が残るということ

京都の神護寺・高山寺などにも古文書が残り、京都と地方との密接な関係性（往来・影響関係）を知ることができる点にも特徴がある。武士団は、現地（田舎）にいただけでなく、都市（京都）にも拠点を構えて活動していたことなどが、史料から明らかになるのである。特に浄覚や明恵などの湯浅党の子弟が京都の寺社（神護寺・高山寺）に入寺し、これらの寺院で果たした役割などを知ることができる。さらに、星尾寺と高山寺とは本末関係にあった。また高野山文書や明恵上人行状記等からは、湯浅氏（保田氏や糸我氏）が京都に屋敷地を所持していたことも判明する。京都の寺院（寺僧）・屋敷が、有田郡との政治的・経済的・文化的な窓口として機能し、武士団をめぐる京都一地方（有田郡）との関係を表している。

同時に荘園領主側にも古文書が残ることから、荘園（阿豆河荘中心となるが）のなかにおける武士団の活動、特に荘園領主や百姓層などとの交流や対立の実態をうかがうことができる。

④多角的な視点で武士団を捉えられるということ

上記①～③とも関わるが、武士団、特に惣領家（および家督家）にまともって史料があるのではなく、武家文書・在地寺社文書・（中央）寺社文書など、多様な文書群にその活動の表れることが挙げられる。惣領などの一方向の目線ではなく、惣領・家督、庶子、在地寺社、荘園領主（権門寺社）、さらには明恵といった寺僧など、多角的な視点で武士団の動向を観察できる点が何より重要である。むしろ、このような史料の状況であるからこそ、湯浅党においては「惣領」と「家督」が異なるという特異な武士団の姿が明らかになったともいえる。

* * * * *

以上、古文書から見た湯浅党の特徴について述べてきた。課題については様々あるが、史料の収集という点に関して最後に触れておきたい。今回、できるだけ関連史料を収集するように努めたつもりではあるが、完全を期すことはできなかった。特に、公家日記などに湯浅党や有田郡がどのように、またどの程度登場するのか、実はいまだ明らかになっていないところもある。そこから新たな中世の有田郡像、湯浅党像が描かれる可能性もある。特に有田郡内の自治体史は、ほとんどが今から40年以上前に刊行されたものであり、あらためて史料の収集・集成をする必要があるのではないか。個人では限界があるため、組織的、網羅的に史料を収集する必要性を痛感している。

また、近年和歌山県立博物館において、湯浅党・明恵に関わる史料（のうち巷間に流出した古文書等）も積極的に収集している。これら文書が流出しているというのも憂慮すべき事態と考えている。史料の所在確認も含めて、継続的に、かつ積極的に調査を進めていく必要がある。これらの点を今後の課題として、共有していただけたら幸いである。



写真12 高師直施行状（和歌山県立博物館蔵）

左衛門尉藤原宗元（花押）
 藤原範基（花押）
 源明（花押）
 藤原盛平（花押）
 藤原盛清（花押）
 左衛門尉藤原宗業（花押）
 藤原盛景
 藤原光弘
 僧弁実（花押）
 沙弥鉢円（花押）
 僧蓮行
 僧長盛
 藤原宗秀
 藤原宣平（花押）
 源佳
 藤原光平（花押）
 藤原能平（花押）
 源宗幸（花押）
 藤原業重
 右衛門尉源至（花押）
 藤原光保（花押）
 藤原宗保
 藤原行保（花押）
 藤原重直（花押）
 藤原宗継（花押）
 藤原宗高
 左衛門尉藤原宗氏
 左衛門尉橘資信（花押）
 藤原光業
 藤原朝弘（花押）

5 地頭藤並松石丸等連署名田寄進状（歎喜寺文書）

「ふち」「状」「」
 奉寄進東吉原歎喜寺名田事

合式段者 在紀伊國藤並庄内
 字北廻地蔵堂前

右件名田者、曾祖父源明寄進状在之、然者、任彼寄進状之旨、限永代、雖致子々孫々、全以不可有違乱者也、源松石丸、又相繼奉寄進之上者、不可懸所当万難公事、且云本券、且云松石丸之寄進状、向後不可有其妨、此上者、可被召一門之連署候、若背此状、成違乱者、歎喜寺伽藍・八幡大菩薩之御罰、松石丸可罷蒙者也、仍為備向後龜鏡、寄進之状、如件、

永仁六年 戊戌三月十三日 地頭源松石丸（花押）

親父源尚（花押）
 源氏女（花押）
 藤原宗明（花押）
 藤原宗貞（花押）

6 湯浅宗業寄進状案（神光寺文書）

紀伊國保田庄内星尾之屋敷をさりて三宝に寄進する所之四至堺事

東限系我庄堺

西限桑原田之西 かのすゑ、あてのつゝみ、本宮の尾のおすち、中山の高みねまで、

南限中山之峰より 南へ老町をりくたりて、東西のさかいのとをりまでとをして、さかいとす、

北限在田河の北のはた 上ハ系我・宮原の庄堺、下ハ西のさかいのすゑまで、すく二とをして堺とす、

此内山河加定 東西八町三段、南北九町二段也、

抑所ハ、立針之地たりといへとも、梅尾（高弁）の上人の御遺跡たるうゑ、かたしけなく春日大明神御影向の所也、仍相伝の屋敷をさりて、仏神に寄進する事、すてに廿余年を経畢、愛いよく信心をいたす事ありて、元よりおもひきさす所之堺を殊更さしあらたむるもの也、なかく寺社之敷地として、仏法興隆之地たるへき所也、しかれハ彼堺にのそみて、若殺生する輩あらん時者、法にまかせて禁制せらるへし、其身のとかにをきてハ、御寺之はからいにしたかひて、庄務之仁之沙汰として、こらさるへき也、又御寺之堺外に、各寄進する所之田畠、当庄内に散在してこれあり、坪付別紙に具也、彼寺地等におきてハ、地頭分之免給を付て、所当公事といふ事、一向のそき畢、如此定置たる状を、いさゝかもそむく事あらん子孫におきてハ、なかく庄務仁たるへからず、偏二信心を至、ねんころに興隆の志ふからん子孫をもて、相伝の仁とすへき也、凡末代たりといへとも、不思議之靈相をわします所也、彼因縁しりたる人、たれかあふき信せざらんや、当寺におきてハ、尤梅尾の御流をうけて、年膺・戒臈によるへからず、上人の御門弟之御中ニ、智行共ニすくれ、慈悲ふかく、興隆之志おわしまして、姪酒之二戒を堅たもちたまひたらんを長老として、寺務をいたすへし、若此二戒をまほらざらん寺僧をハ、諸衆之はからいとして、寺中を出すへき也、所詮、和合僧を本として、別の主あるへからず、仍為後代、寄進状、如件、

弘長 壬卯月 日 保田庄地頭左衛門尉宗業 在判

2 湯浅宗重跡本在京結番定文案（崎山家文書）

湯浅入道宗重法師跡本在京結番事 次第 不同

- 一番 田殿庄 加大豆田 五ヶ日定 正月九日まで
- 『他門』
- 二番 田仲庄 『他門』 同十九日まで
- 三番 糸我庄 同廿七日まで
- 四番 石垣河北庄 加長谷川 村定 二月廿七日まで
- 丁・塩津、今年除之 除九日大崎、加
- 五番 浜仲庄 『他門』 三月十五日まで 小倉新庄三ヶ日
- 『他門』 并公文分三ヶ日及真松名一日一夜定
- 六番 宮原庄 加当麻并村三ヶ日 三分一役今年除之 同月廿八日まで
- 『他門』
- 七番 石垣河南 丹生園 十ヶ日 四月廿日まで
- 八番 湯浅庄 五月晦日まで
- 九番 同庄 多・須原 六月廿日まで
- 『他門』
- 十番 六十谷・紀伊浜 七月廿日まで
- 十一番 芳養庄東西 八月十日まで
- 十二番 保田庄 加丸田・大崎・岩野川 阿弓河上方半分定 十月三日まで
- 十三番 阿弓河庄上下 除上方半分 真松名一日一日夜 同月廿五日まで

『他門』 十四番 木本東庄 加糸河一日 一夜定 十一月廿六日まで

十五番 同西庄 十二月廿六日まで

十六番 田殿庄上方 明年正月十一日まで

『他門』 十七番 藤並庄 二月六日まで

右守結番次第、無懈怠、可被勤仕之状、如件、
正応二年十二月 日

3 足利直義袖判下文（御前家文書）

（足利直義）
（花押）

下 湯浅貴志人等一通 宗家 有勝

可令早領知紀伊国阿手河庄内

真松名金垣内地頭職事

右、任祖父浄宗去々年九月廿一日讓状、可領掌之状、
如件、

康永四年七月十七日

4 湯浅景基寄進状（施無畏寺文書）

（外題）

「深依奉随喜大願、領掌此事、即為本堂供養、下向之

次、所加判行也、

寛喜三年四月十七日、奉供養之、

沙門高弁（花押）

湯浅庄 巢原村施無畏寺

四至

山 限東井谷東峯、限西多坂路、
限南大道、北限白上北大巖根、

海 限北布都尾崎、
限南舟崎、

右、白衣弟子藤原景基所領内湯浅庄巢原村白神上峯者、
明惠上人御房御壮年之当初、閑居之御遺跡也、仍於此
麓、建立別所、名号施無畏寺、限山海四至、永禁斷殺
生、以此山寺、所奉寄進梅尾明惠上人御房也、願以此
善根、永奉助二親後世、乃至自他同預見仏聞法之大益、
此事雖為景基之進止、限永代、為防殺生之狼藉、申請
上人御房并郡内一家之連暑、永所安置寺内、如件、

寛喜三年 辛卯 四月 日 藤原一景基 （別巻）（花押）

（奥巻）
「件寺敷地殺生禁斷之事、任本願之趣、限未來際、敢
不可有改転、且上人御房御判行明鏡也、然者守此状、
各勿令違犯、若背斯旨之輩出来者、冥専蒙伽藍護法
譴責、并可漏上人御房值遇之善縁也、願又一家同心、
而速可放其氏也、仍加暑判矣、

沙弥净心（花押） （湯浅宗光） 藤原光明（花押）

沙弥成願（花押） 藤原景季

藤原宗弘（花押） 紀良孝（花押）

沙弥善真 （湯浅宗基） 藤原盛資

沙弥阿仏（花押） 藤原宗基

沙弥念西（花押） 藤原業光（花押）

散位源宗衡（花押） 藤原宗信（花押）

藤原光重（花押） 藤原

前刑部丞藤原貞重（花押）

前刑部丞橘資重

はじめに

- ・城郭史の「常識」

本格的な防御施設を構える居館は中世後期

恒常的な山城は戦国期

- ・湯浅党と城館

中世前期に紀伊国北部～中部で活躍した武士団。有田郡を中心にゆかりの城館跡が点在。

⇔後の畠山氏（紀伊国守護）の本拠域との重なり。現状は中世後期の改修を受けたもの？

- *湯浅党の時代と城館の時代のズレ←「常識」という色眼鏡

今回の総合調査で同時代性が証明（指定の根拠）

→湯浅党城館跡を構成する藤並館・湯浅城の歴史的価値

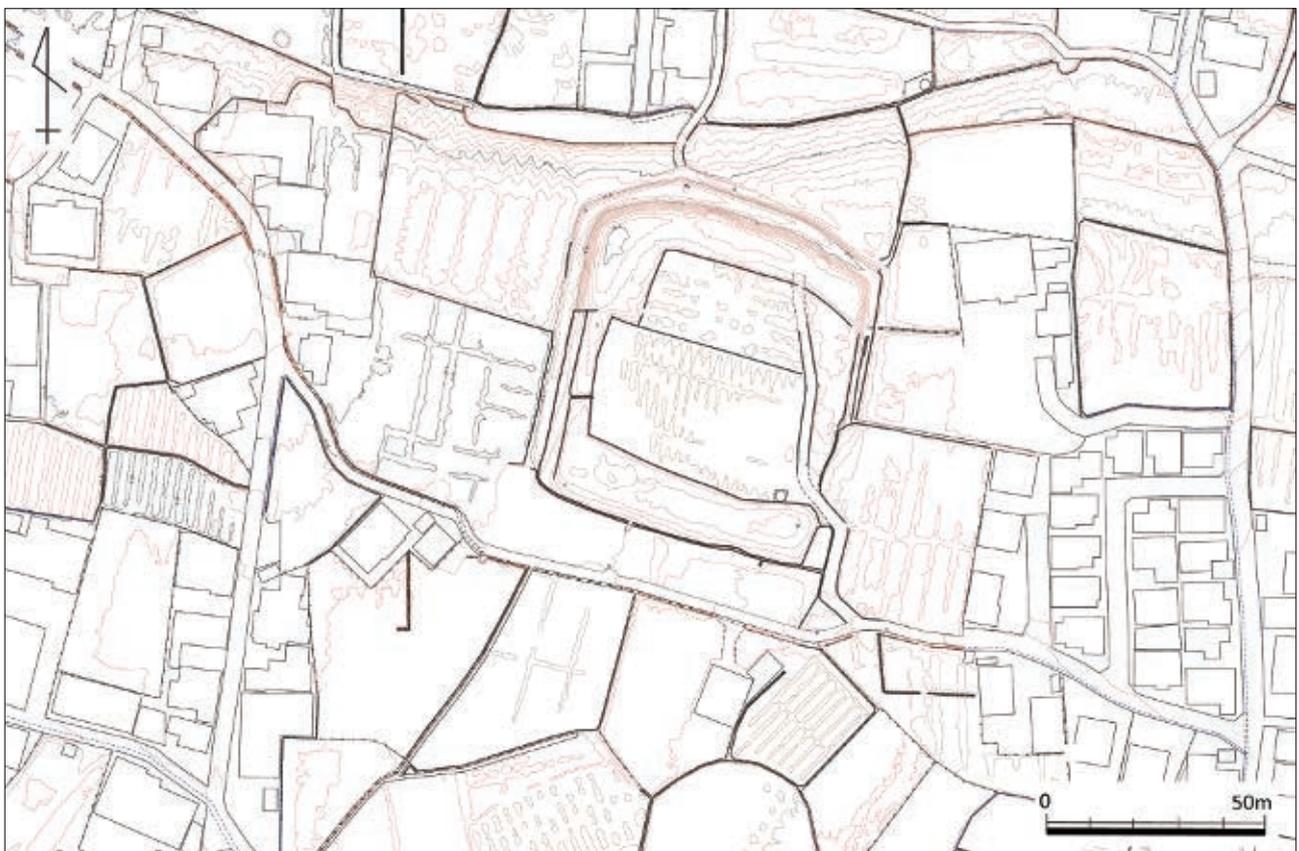
湯浅党城館跡が提起する新たな城郭史の展開（紀伊国に即して）

1. 藤並館調査の意義

- ・構造上の特色

東西75m、南北87mの方形に近い城館。周囲に堀と土塁をめぐらす。

↑武士の居館としてイメージしやすい姿



藤並館測量図（有田川町教育委員会）

この規模の山城にしては空堀が少なく、切岸主体の防御となっている。

・発掘調査

曲輪Ⅳの調査で大きな成果。

4時期以上の造成。少なくとも13世紀には曲輪が存在。

礎石建物の構築＝恒常的に維持される建物が存在

→曲輪Ⅳが尾根上の曲輪群によって防御される格好。居住の中心。



湯浅城縄張図（作図：新谷和之）

3. 湯浅党城館跡からみた紀伊の城郭史

・南北朝内乱

南朝方について湯浅党の諸氏は没落。有田郡は守護の勢力基盤に。

・守護所の移転

紀伊の守護館は永穂→大野→広と徐々に南へ移転。

湯浅党を含む南朝方勢力の掃討が、紀伊国守護の重要な政治課題。

広の守護所…港津を押さえる平地の館と、熊野街道の掌握を意図した山城のセット関係

→湯浅城の戦略的意義は喪失。

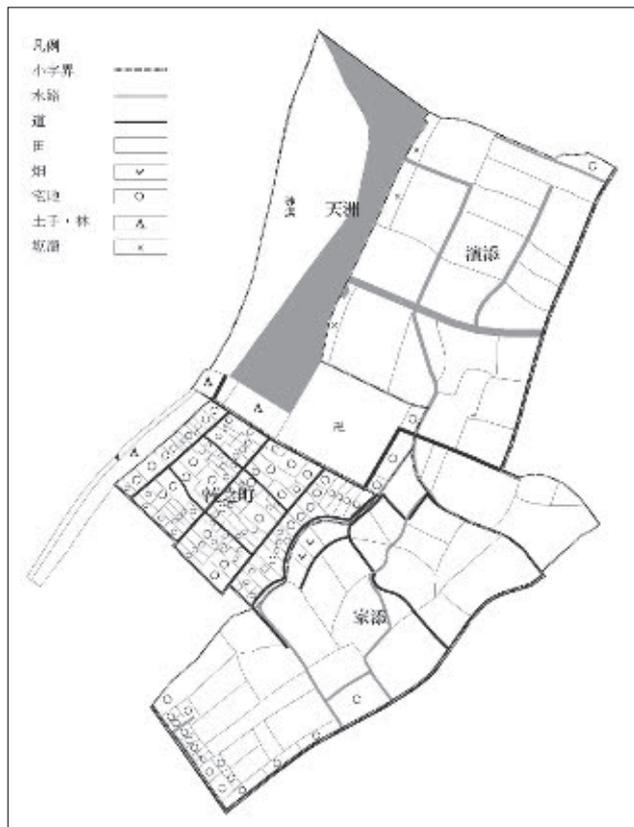
・湯浅党城館跡からの「学び」

畠山氏の奥郡支配…15世紀前半には恒常的な「要害」が存在

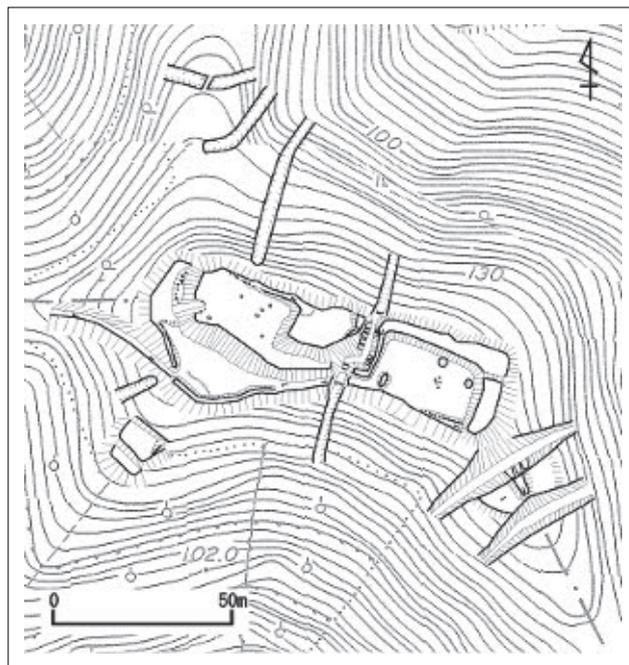
→内乱を経るなかで、軍事拠点としての山城を維持する必要性を認識。「要害」は、室町期の紀伊の守護拠点を構成する一要素。その先鞭としての湯浅党城館跡。

「要害」の維持・管理には在地の勢力が動員…そこで城づくりのノウハウを学んだ国人たちが、戦国

期になって自らの山城を構築したか。



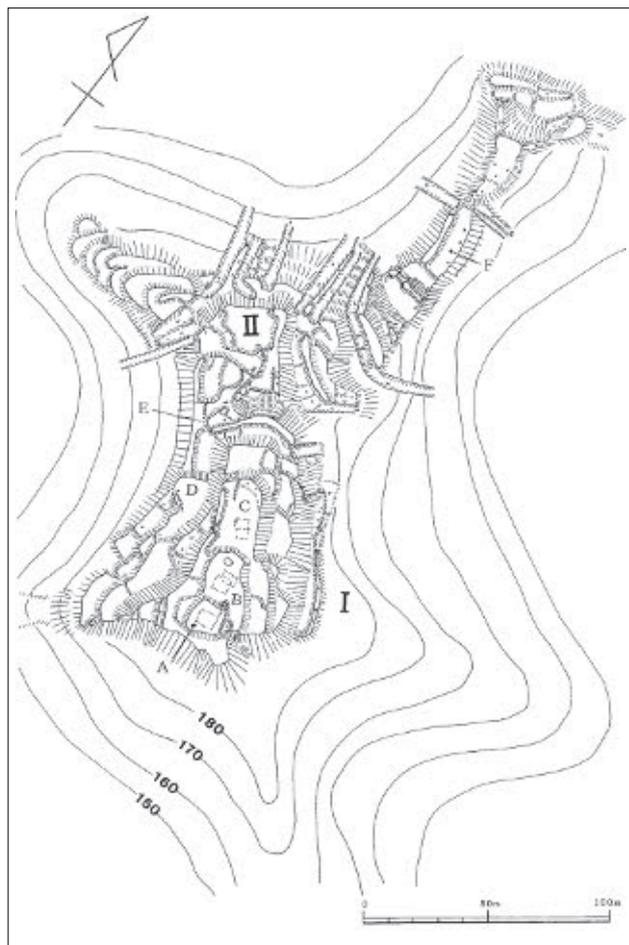
広館地籍図トレース (作図：新谷和之)



広城 (東の城) 縄張図 (作図：新谷和之)



紀伊国の主要城館



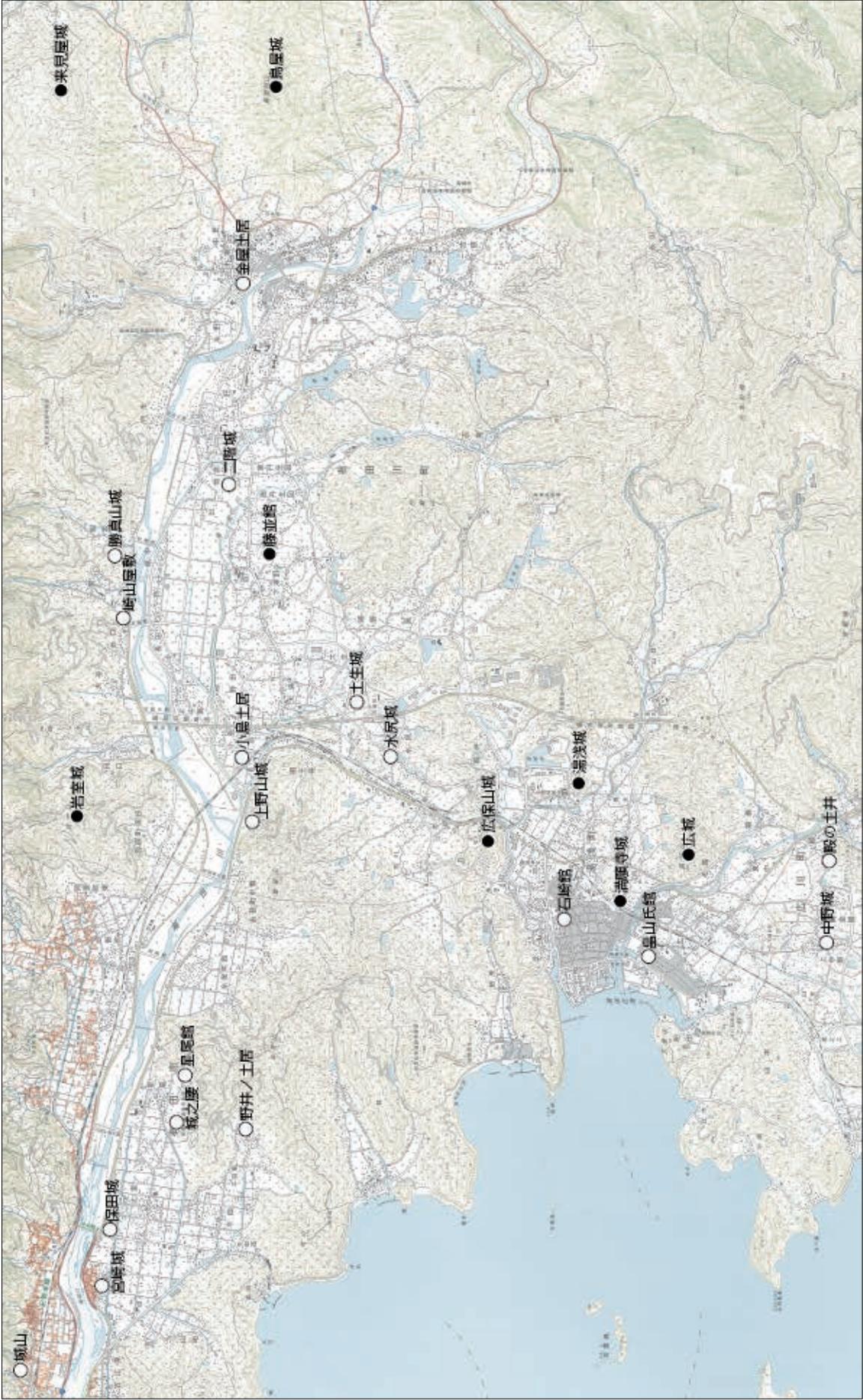
平須賀城縄張図 (作図：藤岡英礼)

おわりに

- ・湯浅党城館跡…中世前期における武士の本拠のあり方を問い直す重要な遺跡
- ・守護所・城郭研究の見直し…「要害」の位置づけ。戦国期の築城ラッシュの前提。
→「常識」への疑い。紀伊国から全国へ発信。

【参考文献】

- 新谷和之 2017 「紀伊国における守護拠点の形成と展開」 小谷利明・弓倉弘年編『南近畿の戦国時代—躍動する武士・寺社・民衆—』 戎光祥出版
- 高橋 修 2000 『中世武士団と地域社会』 清文堂
- 高橋 修 2016 『信仰の中世武士団—湯浅一族と明恵—』 清文堂
- 弓倉弘年 2006 『中世後期畿内近国守護の研究』 清文堂
- 弓倉弘年 2010 「紀伊における守護所の変遷」『南紀徳川史研究』9
- 有田市教育委員会・湯浅町教育委員会・有田川町教育委員会 2020 『湯浅党城館跡総合調査報告書』



湯浅党城館跡周辺の城館分布（作図：新谷和之）

1. 有田川流域の石造物

有田郡は紀伊でも有数の石造物が豊富な地域である。一連の調査で確認できた範囲では郡内197箇所に中世の石造物が存在している。最も古い年号が書かれた資料は康永2年（1343）雲雀山宝篋印塔で、これを筆頭に14世紀32基、15世紀11基、16世紀16基の石造物があり、現在も新しい発見が続いている。実際には膨大な量の15・16世紀石造物あり、その総数は万に及ぶかもしれない。

石造物の種類を見ると、14世紀には宝篋印塔と板碑、15世紀は五輪塔・宝篋印塔・板碑、16世紀は一石五輪塔・小型板碑が多い。興味深いのは県外から運ばれてきたものがある点である。六甲山周辺の花崗岩、金剛山周辺の花崗岩のほかに、香川県東かがわ市周辺の白色凝灰岩、愛媛県松山市周辺の白色凝灰岩などがみつかっており、有田川流域が海を介して広く瀬戸内地域とつながっていたことを示している。

2. 有田川流域の石造物のはじまり

石造物とは石でできた造形物全般を含むので、そのはじまりとなると旧石器時代の石器も含まれてしまうが、一般に石造物研究の対象となるのは飛鳥時代以降の石塔・石仏である。先にも述べたように、有田川流域で最古の年号を持つ石造物は康永2年（1343）の雲雀山宝篋印塔で、続いて康永3年（1344）明恵上人紀州八所遺跡塔婆、貞和2年（1346）野田宝篋印塔、貞和4年（1348）湯浅町別所無縁墓地板碑残欠などがある。一般に湯浅町施無畏寺に観応2年（1351）の年号を持つ宝篋印塔があるとされているが、これについては実際には年号が確認できない。

さて、上記初期の石造物の年号について、1980年に刊行された『吉備町誌』上巻において、これら14世紀の石造物に北朝年号が多く見られることから、南北朝期には湯浅氏の一族結合に亀裂がある可能性が指摘されていた。結論から言うと、この指摘の正しさを説明したのが今回の報告である。

3. 湯浅一党と明恵上人紀州八所遺跡、野田宝篋印塔

(1) 湯浅氏と明恵上人

報告のキーマンとなるのが明恵上人である。明恵上人は京都高山寺をひらき、戒律の復興をめざした求道者として有名な高僧である。湯浅党の祖、湯浅宗重の娘の子であり、湯浅氏は明恵上人を誇りとしてたびたび有田の地に迎え入れている。湯浅党にとっての明恵上人は一族の誇りであるとともに、宗教者としても一族の繁栄を祈ってくれる祈祷師としての性格を持っていたと考えられている（高橋2016）。

(2) 明恵上人紀州八所遺跡

有田には明恵上人紀州八所遺跡という遺跡がある。「遺跡」といっても近年のように埋蔵文化財が見つかった「遺跡」ではなく、明恵上人に関係する場所を「遺跡」という概念で聖地化したもので、湯浅党の盟主となった保田宗光が、嘉禎2年（1236）一族の主導権を明らかにする意図で設置したと考えられている（高橋2016）。現在は国指定史跡として文字通り「遺跡」の扱いを受けている。

さて、この明恵上人紀州八所遺跡であるが、その後、康永3年(1344)、湯浅一族と考えられる弁迂が一族に勧進して石造塔婆に作り替えており、その塔婆が6カ所に残されている。このうち星尾遺跡・吉原遺跡のものと、東白上遺跡の塔婆には願主として前者に沙弥浄宗、後者に藤原宗貞の名前が刻まれる。浄宗については八所遺跡を設置した保田宗光の曾孫である貴志次郎左衛門尉行兼(上山家本『湯浅氏系図』)がその候補の筆頭にあがる。浄宗は傍流貴志氏にもかかわらず湯浅氏の拠点、保田荘の地頭職を足利幕府から与えられており(「御前家文書」「神光寺文書」『和歌山県史』中世史料二)、また、紀伊国阿手河庄内真松金名垣内地頭職の讓状も出していることから(康永4年(1345)『足利直義袖判下文』(御前家文書3号))、幕府側からは湯浅氏を中心人物として把握されていたようである。

藤原宗貞については湯浅氏嫡流家の須原彦四郎宗貞(上山家本『湯浅氏系図』)と考えられる。東白上遺跡はいずれも嫡流家が法灯を伝えた施無畏寺に隣接しており、ここに宗貞の名前が存在することに違和感はない。

[銘文]

【吉原遺跡】「嘉禎年中所立木卒塔婆朽損之間 今勧進一族以石造立依之此結縁 各預上人之引導可令成就二世願望者也 康永三年甲申九月十九日 勧進比丘辨迂、沙弥浄宗、比丘如空」

【東西白上笠塔婆】「嘉禎年中所立木卒塔婆朽損之間 勧進一族 以石造立之 依此結縁各預上人引導可令成就二世願望者也 康永三年甲申九月十九日 勧進比丘弁迂 願主藤原宗貞」

(3) 野田宝篋印塔

次に有田川流域最大の石塔である野田宝篋印塔をとりあげたい。有田川町野田に所在し、八所遺跡整備の2年後、貞和2年(1346)に建てられた高さ320cmを測る超大型塔である。塔身に銘文があり、貞和2年(1346)に大願主沙弥盛範、大工橘国[]によって建てられたことがわかる。盛範という人物については記録に名前が見えず不明である。

「大工」は石塔を作った石工のことで、橘国[]は1262年銘京都府木津川市藪の中三体仏「橘安繩」、1294年銘奈良市西蓮寺部材・1295年銘木津川市高田寺五輪塔地輪「橘友安」、1306年銘和歌山県高野山五輪塔地輪「橘維安」に連なる橘という名前を継ぐ石工集団である。もともとは大和の石工と考えられている。

野田宝篋印塔は高さ320cmを測る超大型塔であるが、この大きさは紀伊半島でも最大級である。支族レベルの人々が結衆(力を合わせる)して造立した石塔として湯浅嫡流家(須原氏)が建てた施無畏寺宝篋印塔があるが、この石塔は高さ225cmであり、野田宝篋印塔は施無畏寺塔をはるかに凌駕する。湯浅一党を構成する支族レベルではなく、もっと大きな集団が造立したと考えるべきである。銘文には「願主」ではなく「大願主」と記されており、単独の願主ではなく複数の願主集団によって造立したことがわかる。明恵八所遺跡を支えた有田川流域荘園群のほぼ中央に配置されていることも考慮すると、明恵八所遺跡の再整備とも関連する流域全体の惣供養塔として、湯浅氏一族全体によって造立されたとみるべきであろう。興味深いのはこれも年号が北朝年号であることである。

(4) 明恵上人紀州八所遺跡整備と野田宝篋印塔

このように湯浅氏の一党結束の象徴である明恵上人紀州八所遺跡の整備が、没落した嫡流家と傍流で北朝側に立つ貴志氏によって行われ、石塔には北朝年号が使用されていること、湯浅氏一党による流域惣供養塔である野田宝篋印塔にも北朝年号が使用されている事実、これらをどのように考えるべきであ

ろうか。ここでは史料的側面から検討してみたい。

○「千住名重書写」森家文書（和歌山県史中世史料二）【史料1】

これは康永2年（1343）に行われた千住名箕田村（現和歌山市和佐一帯）の領有に係る訴訟に際し、湯浅八郎左衛門入道（沙弥道暁）が足利将軍及び高重茂に対して提出した請書である。湯浅八郎左衛門入道道暁は湯浅嫡流家の湯浅宗武のことであるが、この史料からは道暁が北朝支配下で活動していることが明らかである。

○「御教書」（野田氏所蔵文書：『吉備町誌』）【史料2】

康永4年（1345）紀伊国楠見郷（和歌山市）地頭職の安堵に関する足利将軍御教書が、藤並彦五郎入道（藤並直）に支給されている。

このように、康永3年（1344）に突然八所遺跡の整備が行われ、その事業をそれまで非主流だった湯浅嫡流家と、貴志氏が行っていること、そしてその背景には北朝勢力がついていること、さらに八所遺跡の整備直後に流域惣供養塔が整備されて、これもやはり北朝年号を有することなどが明らかになった。これは、この頃の湯浅氏が北朝勢力下であり、動揺する一党の結束を再確認すべき状況にあったことを示している。

4. 石造物から見た湯浅氏の没落

(1) 奥宝篋印塔・宝塔（文中2年（1373）・同3年（1374））

次にそのほかの石造物から没落期の湯浅一党の様子を考えたい。まずは奥宝篋印塔と宝塔をとりあげる。これはもともと有田川町奥公民館付近に存在した石塔で、現在は覆い屋内に宝篋印塔と宝塔が並置されている。宝篋印塔基礎の銘文からは1341年に没した[春]祐の供養塔であることがわかる。総高196cmを測るが、これは施無畏寺宝篋印塔に比肩する大型石塔であり、支族規模の石塔と位置づけられる。石塔所在地は藤並荘に包摂され、『紀伊続風土記』ほかに引用される「大顔大明神縁起書」には「大顔神社棟札写」が記載されていたようであるが、これには永仁5年（1297）、奥の大顔明神社創建時に大檀那となったのが藤並尚とあり（『吉備町誌』）、地理的關係からも[春]祐は藤並氏に關係する者の可能性が高いだろう。

〔銘文〕 為先□祐精靈三十三廻造立之、仍有縁無縁平均利濟、文中二年四月十五日

(2) 阿弥陀寺板碑（文中2年（1373）・同4年（1375））

阿弥陀寺は星尾寺の後身神光寺の北西250mにある寺院である。ここに4基の板碑が存在するが、そのうち1基に「沙弥勝[]」とある。この勝[]は「勝眼」と考えられているが、正平9年（1354）年星尾寺寺僧起請文筆頭に「沙弥勝眼」（「高山寺文書」159）とあり、「星尾寺文書目録」（「高山寺文書」阿375）には「湯浅^智眼」に併記して「湯浅^勝眼」と記されることから、湯浅党の一員、なかでも湯浅党の盟主保田氏であると考えられている（高橋2000）。

〔銘文〕 文中四年^{乙卯}正月十五日 沙弥勝□

これら湯浅氏没落直前の1370年代の石造物を見ると、保田・藤並がともに南朝年号を使っていることがわかる。ところが、同じ保田荘の称名寺宝篋印塔（永和2年（1376））、藤並荘の長樂寺板碑（永和3年（1377））などは北朝年号に転じている。

また、石造物だけでなく、湯浅氏の信仰拠点である施無畏寺の塔修理に寄進を行った沙弥道秀寄進状（施無畏寺文書26）にも「永和四年」の北朝年号が使用される。なお、この道秀は施無畏寺宝篋印塔に

名を刻む須原氏の人物である。

『花榮三代記』 永和元年8月25日条には泉州の南朝方拠点であった土丸城が北朝方となり、ここから軍勢が紀州に出向、9月25日には紀伊国の宮方が「没落」、26日には守護方が有田郡の湯浅等に攻め入り、「所々宮方城没落」している。山名勢による本格的な紀州攻略以前に北朝方の攻略は行われており、湯浅党切り崩しも一定の成果を上げていたのではないだろうか。この点については不確実な要素が多くあり、今後の検討課題でもあるが、これまで見てきたように南北朝期の湯浅党がかならずしも一枚岩でなかったことを考えると、湯浅党没落については単純な戦闘行為による攻略の結果とすることに疑念を挟む余地があるだろう。

おわりに

以上、石造物から湯浅一党の動向と、その後の湯浅氏、有田郡の動向を確認してきた。石造物から見た湯浅氏は、揺れ動く時代の中で決して一枚岩として活動したのではなく、一党内部において様々に分節化し、北朝と南朝の間を揺れ動いたものと考えられる。また、こうした不安定な政治的背景の中、信仰を論理基盤とした政治的装置として石造物が造立されたものと考えられる。特に湯浅他門である貴志氏と一門でも特殊な位置にある須原氏が協力して北朝勢力を背景に活動している事実は興味深い。また、湯浅一党壊滅と評価されていた康暦元年紀州攻略も、それ以前に北朝年号の利用が見られ、また継続した在地社会の動きがみられることから、異なる角度での検討が必要となろう。

ところで、14世紀は日本全国へ石造物が普及する時期でもある。しかしその普及過程については、石造物の受容した人々の状況が不明な事例が多く、具体相に迫ることが難しかった。有田郡域は豊富な文献史料や系図から、石造物の受容者を復元できる稀有な地域である。貴重な歴史資料として今後も石造物の保護を地域全体ですすめてゆく必要があるだろう。

【参考文献】

高橋 修 2000 『中世武士団と地域社会』 清文堂出版

高橋 修 2016 『信仰の中世武士団』 清文堂出版



図1 湯浅町施無畏寺
宝篋印塔



図2 有田川町延坂観音堂
(応永元年(1394))



図3 湯浅町証大寺板碑
(至徳4年(1387))



図4 湯浅町施無畏寺五輪塔



図5 有田川町興善寺
層塔(14世紀)

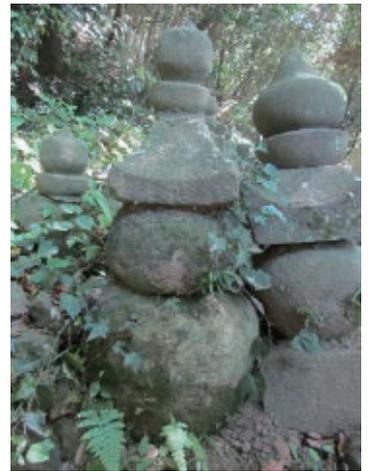


図6 有田市浄妙寺五輪塔群



図7 有田市雲雀山宝篋印塔



図8 有田川町明恵上人糸野遺跡



図9 有田川町明恵上人吉原遺跡



図10 有田川町野田宝篋印塔

【史料一】

二 千住名重書写

イ 玉置庄司貞頼代流守隼中

玉置庄司貞頼代流守隼中

欲早被停止散傳寺雜字道一焉沙汰、且依内通敷重御奉寄狀并數度御奉書使節請文等旨、且任先代地頭江式部知行例、重御御使、不且被沙汰付下地所務於子守三所権現社領、紀伊国千住名内箕山村間事

副進

二通 御寄進狀等案 当進一通

一卷 度々御奉書等案

二通 御使湯浅八郎左衛門入道請文案

右前村者、地頭遠江式部大夫數年管領之地也、而去建武四年、為被天下尊證之懸折、兼為被新累代、御繁榮、御奉寄子守三所権現社領之案、兩度御寄進狀敷重也、

隨面当社領掌不可有依違之処、金山藤内左衛門入道淨為鼻守護之権威、致非分差妨之間、無其謂之子細就訴

申、速可停止被妨之由、被成下度々奉書之類、為請自科、不及知行之旨、今年七月孫傳詐之請文、同八月淨為

舍死去畢、爰母歐真寺雜掌如權橫訴者、玉置庄司貞頼

瞻望紀伊国和佐庄内南村^{坂野}村、領家職事、当村者為數寄

寺領、忠頼上人管領之地也、面貞頼弓千住名内書入于住

文云、娶、此案如數于先段、伴箕田村者、前地頭遠江式

部大夫數年知行之上、無他領亂之儀、仍彼代官為多

年居住陸敷田園之案、園中無屬、諸人見知之上者、当

村為地頭止地否事、被尋下近隣傍庄地頭、御家人、

庄百百姓等之日、更不可有御沙汰之滯者哉、然者、爭

以地頭止之当村、稱領家分寺領、及今案非屬之橫訴、

可據上裁哉、將又、如敵方所進具、院官等者、和佐庄

内下、南兩村撰待所折田事云、雖為一字、不被載

箕田村名字之処、匪當關道一自身出对之、勅裁之文

章始而書載箕田村字、於偽訴狀、及野濫橫訴、刺石叙

用兩度御奉寄狀、還而編申上裁之案、科条巨通之上、

豈可謂黑衣之法哉、所詮如御使^{湯浅八郎}、請文者、為

守護方之預所、淨為知行之案、無子細歟、此上者、不

日被停止道一蓋訴、可沙汰付当村下地所務於子守社領

之由、重御御使、欲被成急速之御奉書、仍言上如件、

康永三年十月 日

藤並彦五郎入道殿

武藏守 花押

但去康永元年七月七日御下文之旨湯浅八郎座衛門入道相參具

後沙汰付明意代々伏依仰執達如件



図11 施無畏寺・奥宝篋印塔と野田宝篋印塔の比較

【史料二】

御教書 (野田氏所藏文書)

兵庫頭入道明意申紀伊国楠見郷地頭職守時事

但去康永元年七月七日御下文之旨湯浅八郎座衛門入道相參具

後沙汰付明意代々伏依仰執達如件

康永四年七月九日

藤並彦五郎入道殿

武藏守 花押



図12 有田川町奥宝篋印塔・宝塔(文中2年(1373)・同3年(1374))



図13 有田川町長楽寺板碑(永和3年(1377))



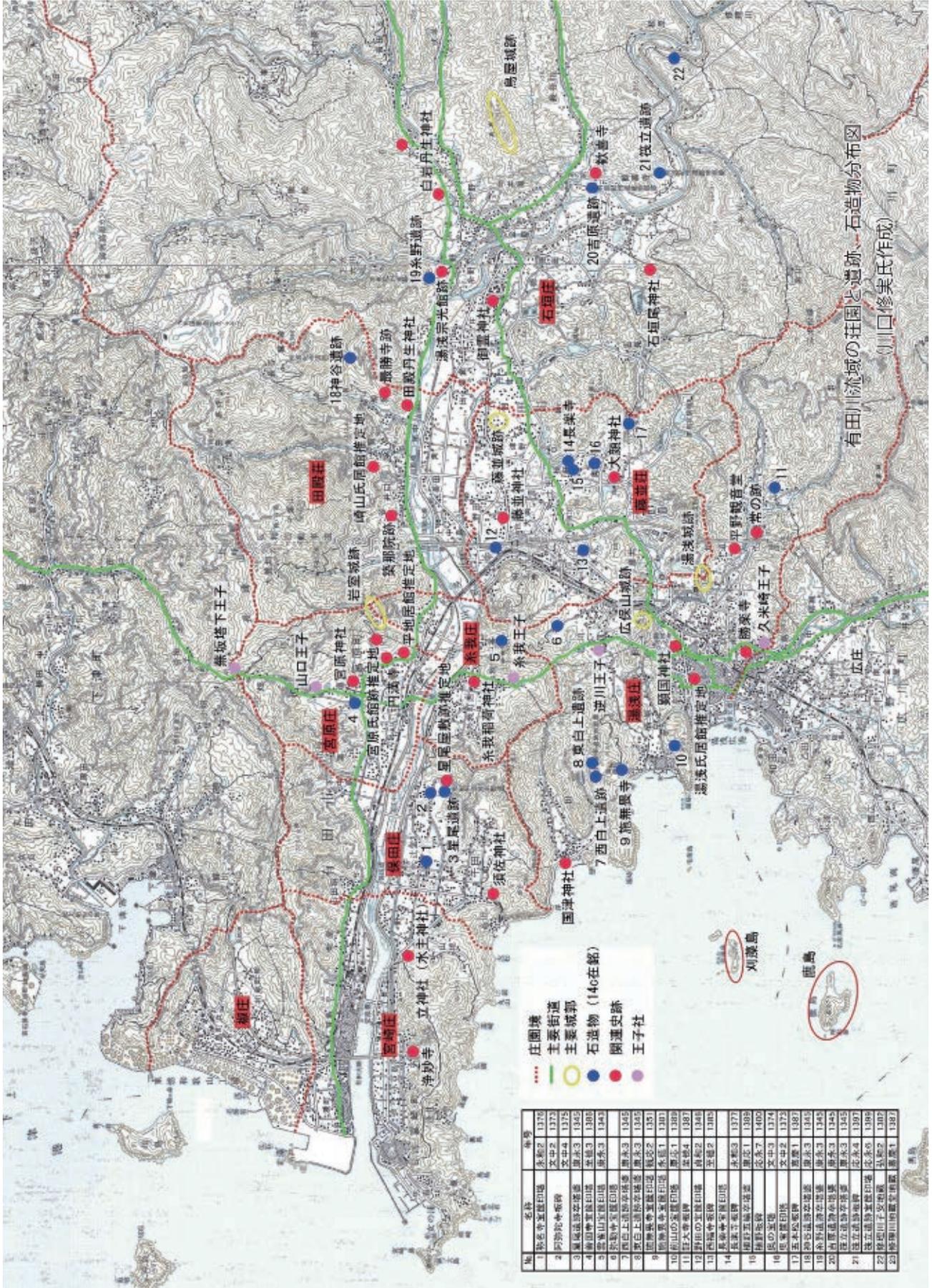
図14 有田市阿弥陀寺板碑(文中2年(1373)・同4年(1375))



図15 有田市称名寺宝篋印塔(永和2年(1376))

表1 有田郡内14世紀紀年銘石造物一覽

年号	西暦	種類	所在地	備考
康永2年	1343	宝篋印塔	有田市雲雀山	もとは系我寺にあり
康永3年	1344	笠塔婆	有田市明恵上人屋敷遺跡	明恵八所遺跡
康永3年	1344	笠塔婆	湯浅町明恵上人東百上遺跡	明恵八所遺跡
康永3年	1344	笠塔婆	湯浅町明恵上人西百上遺跡	明恵八所遺跡
康永3年	1344	笠塔婆	有田川町明恵上人神谷遺跡	明恵八所遺跡
康永3年	1344	笠塔婆	有田川町明恵上人系野遺跡	明恵八所遺跡
康永3年	1344	笠塔婆	有田川町明恵上人吉原遺跡	明恵八所遺跡
康永3年	1344	笠塔婆	有田川町明恵上人後立遺跡	明恵八所遺跡
貞和2年	1346	宝篋印塔	有田川町野田	紀州最大級の宝篋印塔
正平8年	1353	板状卒塔婆	有田川町川口	
正平8年	1353	板状卒塔婆	有田川町岩野川九鬼ノ登	
正平19年	1364	板碑	有田川町清水	
文中2年	1373	板碑	有田市阿弥陀寺	
文中2年	1373	宝篋印塔	有田川町奥	
文中3年	1374	宝塔	有田川町奥	
文中4年	1375	板碑	有田市阿弥陀寺	
永和2年	1376	宝篋印塔	有田市称名寺	
永和3年	1377	板碑	有田川町長楽寺	
永徳元年	1381	宝篋印塔	湯浅町施無畏寺	
永徳2年	1382	五輪塔地輪	有田川町成道寺	
弘和2年	1382	地藏石仏	有田川町子安地藏	
至徳2年	1385	板碑	有田川町西福寺	
至徳2年	1385	宝塔	有田川町延光寺	
至徳3年	1386	宝篋印塔	有田市善国寺	
至徳3年	1386	板碑	有田市系我地蔵寺跡	
嘉慶元年	1387	板碑	有田川町五本松	
嘉慶元年	1387	地藏石仏	有田川町修理川地藏堂	
至徳4年	1387	板碑	湯浅町証大寺	
康徳元年	1389	宝篋印塔	湯浅町前山	
康徳元年	1389	五輪卒塔婆	有田川町榎野	
応永元年	1394	宝塔	有田川町延坂御音堂	
応永4年	1397	板碑	有田川町明恵上人後立遺跡	
応永6年	1399	宝篋印塔	有田川町明恵上人後立遺跡	



和歌山県の平地城館跡の「なぜ」を考える

白石 博則（和歌山城郭調査研究会）

近年城ブームで、中世城館跡を歩いたことのある方も多であろう。訪問した「お城」について、誰もが基本的なこととして知りたいことは、①いつの城か（時期）、②誰の城か（主体）、③なぜ築いたのか（理由・機能）、の三点ではないだろうか。私はこれを「お城の3W」と呼んでいる。

水島大二氏によると和歌山県下には80カ所近い中世城館跡が存在したと推定されている（水島2019）。その中で、藤並館跡のように比高のない沖積平野や河岸段丘の縁に築かれた城館を「平地城館」と呼ぶ。多数ある県内の平地城館跡の中で、発掘調査や表面調査で実態の分かるものを、21カ所選んで表にした（「和歌山県内の代表的な平地城館跡一覧表」）。取り敢えず、これらは和歌山県の代表的平地城館跡ということにしておこう。

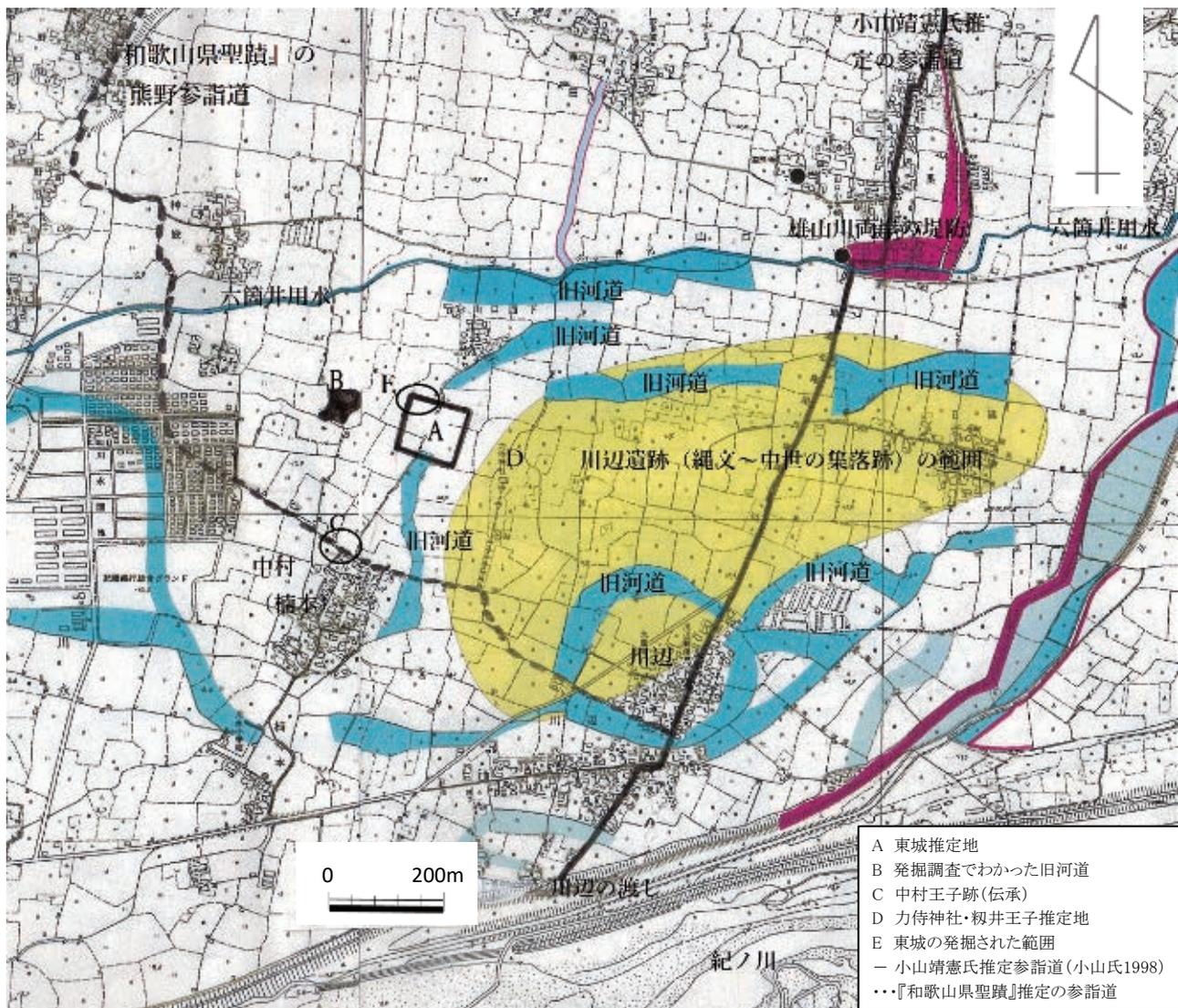
こうやって表にしてみると、規模までは比較的簡単にわかるが、3Wの内、①時期や②築城主体については検討が必要で、ましてや③なぜ、なんのために築いたのか、を明らかにすることは至難であることに気づく。平地の城館だから「居住するため」は第一義だが、それだけなら堀や土塁などの防御施設を必要としたことの説明にはならない。

一覧表のNo.14藤並館跡は発掘調査の結果、13世紀後葉には土塁（第一期土塁）や水堀を伴った城館が成立し、水堀は遅くとも15世紀には灌漑機能を持ち、灌漑機能は鎌倉期にまで遡る可能性もあるという。この城館は段丘面の開発と、農耕水利掌握の拠点としての機能を備えた、武家の地域開発拠点として出現したようだ（川口2020）。藤並館のような平地城館（「方形居館」とも）は中井均氏によると、関西では12世紀後半に出現するという（中井2020）。13世紀後葉の藤並館は、関西では早い段階に出現した城館のようだ。

県内で藤並館よりも古い事例は、和歌山市楠本（旧名・中村）の北にあった一覧表No.12東城跡である。城跡のある場所は中世の平田荘で、和歌山市の上野・神波・楠本・川辺に比定される（小山1991）。熊野参詣道や紀ノ川の渡河点に近い交通の要衝で、「トウジョウ」の地名が残り、地元の武士・中村氏の城郭伝承地である。道路建設に伴い発掘調査したところ、藤並館成立の半世紀以上前、12世紀末～13世紀初頭、平安末から鎌倉初期の数十年の間機能したと推定される館跡がみつかった。堀は空堀で、幅4.5m前後、深さ1.2m前後、東西約38m、南北約20mが検出された。堀の北西角の部分が確認されたので、方形ないしは長方形を呈すると推定される。仮に一町四方の規模があったとすれば、東城周辺地図のAのような形状・規模になる。なお、周辺地図のEの部分が発掘された箇所、Bは城館存続時期にも存在した旧河道を示す。

調査で注目されるのは、この館の基本軸が、真北に対し16度東に振っていることである（村田2019）。館跡の周囲の条里型地割（方格地割）は東に7～8度に振って引かれており、館の軸線と周囲の条里型地割（方格型地割とも）とずれる（中野1989）。今残る条里型地割は、荘園開発時に引かれたと考えられるので（額田雅裕2002）、館が廃絶した後に区画がなされたと考えられる。また館の堀は空堀のため、直接水利にかかわらない。これらのことから、藤並館のように堀に水を溜めて未墾地を開発するために営まれた城館ではないと考えられる。東城が築かれた背景には何があったのだろうか。

小山靖憲氏によると、東城が存続したとされる、平安末から鎌倉初期は参詣諸記録に見える熊野参詣



東城周辺地図（額田雅裕氏作成の「堤防遺跡分布図」に白石が加筆）

道沿いの熊野王子社の数がピークになる時期であり、承久の乱（1221）まで続く上皇や女院の御幸の最盛期であった（小山1998）。東城が営まれた背景に熊野参詣道との関係を考えざるを得ない。院政期に紀ノ川右岸の名草郡の熊野参詣道がどこを通過していたのかは、諸説あり悩ましい。『和歌山県聖蹟』では、王子伝承地を繋いだため、大きく弧を描くように西に迂回している。小山靖憲氏は、山口王子から南海道を横切り、南西にほぼ真っ直ぐ川辺に至り、紀ノ川を渡河して吐前に向かうとされた（小山1998）。東城周辺地図は額田雅裕氏作成の「堤防遺跡分布図」（『紀ノ川流域堤防井堰等遺跡調査報告書Ⅲ』和歌山井堰研究会2020）は、航空写真から旧河道の場所を表示した（旧河道の時期は不明だが）労作に、館跡や小山説の参詣道を重ねるものであるが、山口—川辺間は複数の旧河道によって切り刻まれている。参詣道も旧河道を避け、変遷が激しかったことが予想され、東城のある楠本の旧名・中村にも街道が通っていた時期があったようだ。中村は承安4年（1174）に記された吉田経房の日記「吉記」の熊野参詣記録に、「廿四日戊申、陰晴不定、遅明起信達、於中村昼養」に見える。また、「中右記」天仁2年（1109）11月6日の条に、熊野詣の帰路吹上浜から日前宮・国懸宮の森を眺めつつ来た藤原宗忠は、「仲村」（中村）に泊まる予定だったが、行きつけず、「下人之小屋」に泊まることとなった。中村・仲村は、王子社（周辺地図のC）があっただけでなく、12世紀初めの時期は、参詣道に沿い貴族を接待したり、宿泊

したりする場であったことがわかる。中村は紀ノ川渡河点に近く、河川氾濫時には参詣者が滞留することもあったであろう。

中村氏については承安4年(1174)12月「紀実俊申文案」の平田荘の住人に「散位秦宿禰中村三郎大夫」、建長6年(1254)7月6日付け「紀伊国守護代・惣官請文案」の「中村左衛門尉藤原盛継」(ともに『和歌山市史』史料編第4巻)と見える。承安4年の中村氏と建長6年の中村氏は、姓が秦氏から藤原氏に変わっているので、同じ中村でも系統が異なるのかもしれないが、在地の荘官・在庁官人・鎌倉幕府御家人として12世紀から13世紀中頃には中村氏がいたことがわかる。

小山氏によると院政期の上皇・女院の紀ノ川などの大河の渡河には、国司が渡し船を調達し、一般貴族が私人として参詣する場合は、馬を使ったとする(小山1998)。川辺の渡しで渡船や渡河のための馬を用意したのは、土地の有力者で、在庁官人とされる中村氏ではなかろうか。増加する参詣者に対応する拠点としたのが、東城ではなかったか。更に想像をたくましくすれば、12世紀から13世紀の中世の始まりの時期には、源平の争乱(保元平治の乱・治承寿永の乱)や承久の乱など、世情を揺るがす内乱が続いたが、それらに対応するために空堀などの防御施設を必要としたのではないだろうか。

東城は中世前期に熊野参詣道に関わった城館だが、中世後期15世紀前半以降、参詣道に関わって興隆をみたのが一覧表No16小松原館で、16世紀後半の最終期には巨大な水堀で囲まれた「平城」に発展した。室町幕府奉公衆である湯河氏の本拠で、館によって財部川水系を掌握して農業生産を拡大し、関所に関わり、熊野参詣道の日高川渡河点である小松原宿を城下町に取り込み、更には背後の詰城・亀山城によって地域支配を深化させていったとされる(新谷2015)。東城と比べると、小松原館は、農業生産や宿場・関の掌握、地域支配と、城館の機能は多面にわたったようだ。

このように見てゆくと、平地城館の「なぜ」は大変多様で、「土地の御殿様が住んでいたお城」「農業開発の拠点」という理解では不十分であろう。21カ所の和歌山を代表する平地城館のその成立についても、これからも「なぜ」という問いを発し続けなくてはならないだろう。

【参考文献】

川口修実 「第5章発掘調査成果 第1節藤並城跡発掘調査報告」『湯浅党城館跡総合調査報告書』

有田市教育委員会・湯浅町教育委員会・有田川町教育委員会 2020

小山靖憲 「第一章鎌倉時代の和歌山 第一節和歌山市域の荘園と公領」『和歌山市史 第1巻』

和歌山市史編纂委員会 1991

小山靖憲 「熊野詣古記録と参詣道の復元」『中世寺社と荘園制』 塙書房 1998

新谷和之 「奉公衆湯河氏の本拠の景観—小松原館周辺の空間構造—」『和歌山地方史研究』67 2015

中井 均 「中世の居館・寺そして村落—西国を中心として」『中世城館の実像』 高志書院 2020

中野栄治 「第四章名草郡の条里」『紀伊国の条里制』 古今書院 1989

額田雅裕 「空中写真で方格地割(条里型地割)発見」『和歌山地方史研究』42 2002

水島大二 「和歌山県中世城郭一覧表」『戦国和歌山の群雄と城館』 戎光祥出版 2019

村田 弘 「東城跡の発掘調査」『公開シンポジウム 中世紀の国の武士団とその居館発表資料集』

(公財)和歌山県文化財センター 2019

村田 弘 「伝承が明らかになった中世の館跡—東城跡の発掘調査—」『地宝の響き発表資料集』

(公財)和歌山県文化財センター 2018

和歌山県内の代表的な平地城館跡一覧表

No.	城名	所在地	規模 (堀を含めた東西南北)	主な防御施設	①いつ (時期)	②だれ (主体)
1	牲川下屋敷	橋本市胡麻生・尾崎	100×120m	空堀跡	15～16C	伝牲川氏
2	東家館	橋本市東家	200×200m	空堀跡 (発掘)	14～15C	畠山氏奉行人
3	銭坂城	橋本市野	150×100m	空堀跡	15～16C	生地氏
4	霜山城	橋本市中島	120×100m (外郭含む)	空堀跡	15～16C	野口氏・隅田党
5	槇坂屋敷	橋本市名古曾	54×54m	空堀跡 (発掘)	15～16C	槇坂氏
6	岡城	九度山町入郷	120×100m (外郭含む)	空堀跡	15～16C	岡氏
7	古和田城	紀の川市古和田	100×150m	水堀跡	?	伝和田氏
8	丹生谷城	紀の川市下丹生谷	100×50m	土塁跡	?～15C	丹生谷氏
9	太田城	和歌山市太田	450×350m	水堀跡 (発掘)	?～1585年	太田党ら
10	鷲森御坊	和歌山市鷲ノ森	193×242m	水堀跡 (発掘)	16C 後半	本願寺
11	山名城	和歌山市永穂	200×200m	水堀跡	14C 後半?	伝山名氏 (守護)
12	東城	和歌山市山口西・楠本	109×109m (推定)	空堀跡 (発掘)	12C 末～13C 初頭	伝中村氏
13	西庄Ⅱ遺跡	和歌山市西ノ庄	北区画 54×24m、南区画 48×24m、東区画 18×40m 以上	空堀	11C 後半～16C 後半	不明
14	藤並館	有田川町下津野	75×87m	土塁跡・水堀跡 (発掘)	13～16C	藤並氏・堅田氏
15	畠山屋敷	有田川町金屋	120×100m	水堀跡	15～16C	畠山氏・神保氏
16	小松原館	御坊市湯川町	225×200m	水堀跡 (発掘)	15C 前半～1585年	湯河氏
17	高田土居城	みなべ町気佐藤	150×225m	水堀跡 (発掘)	15～16C 中頃	畠山氏・野辺氏
18	坂本付城	上富田町市ノ瀬	70×100m (内郭) 220×160m (外郭含む)	空堀跡 (発掘)	15～16C?	山本氏
19	安宅本城	白浜町安宅	120×100m	水堀跡 (発掘)	14～16C	安宅氏
20	堀内新宮城	新宮市千穂	90×130m	水堀跡	?～16C	堀内氏
21	藤倉城平地城館部	那智勝浦町川関	100×20m	土塁	?～17C 初頭	米良氏



湯浅城跡（南から）



藤並館跡航空写真

「湯浅党城館跡」国史跡指定記念第1回シンポジウム
湯浅党の実像にせまる 発表資料集

発行日 令和3年（2021年）3月13日
編集発行 有田川町教育委員会
〒643-0153 和歌山県有田郡有田川町中井原136-2
TEL 0737-22-4513
